

令和元年第3回

# 太子町議会定例会会議録

開会 令和元年9月3日

閉会 令和元年9月26日

太子町議会

令和元年 第3回太子町議会定例会会議録目次

第1日（9月3日）

開会宣告	10
会議録署名議員の指名	10
会期決定の件	10
報告第4号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	11
認定第1号 平成30年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	12
認定第2号 平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	12
認定第3号 平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	12
認定第4号 平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	12
認定第5号 平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	12
認定第6号 平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	12
認定第7号 平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	12
議案第22号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件（町長提出議案）	14
議案第23号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件（町長提出議案）	14
議案第24号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）	14
議案第25号 太子町税条例等中改正の件（町長提出議案）	14
議案第26号 太子町立幼稚園設置条例中改正の件（町長提出議案）	14
議案第27号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に	

	関する基準を定める条例中改正の件（町長提出議案）	14
議案第28号	太子町消防団条例中改正の件（町長提出議案）	14
議案第29号	平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）（町長提出議案）	17
議案第30号	平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）	17
議案第31号	平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	17
議案第32号	平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）	17
議案第33号	太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）	19
諸般の報告	（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会）	21
散 会		24

## 第2日（9月25日）

開 議		27
一般質問		27
散 会		54

## 第3日（9月26日）

開 議		58
認定第1号	平成30年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（決算常任委員長報告）	59
認定第2号	平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）	59
認定第3号	平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）	59
認定第4号	平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）	59

認定第5号	平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）	59
認定第6号	平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）	59
認定第7号	平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）	59
議案第22号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件（総務まちづくり常任委員長報告）	59
議案第23号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件（総務まちづくり常任委員長報告）	59
議案第24号	太子町印鑑条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	59
議案第25号	太子町税条例等中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	59
議案第26号	太子町立幼稚園設置条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	59
議案第27号	太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	59
議案第28号	太子町消防団条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	59
議案第29号	平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）（予算常任委員長報告）	59
議案第30号	平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）	59
議案第31号	平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）	59
議案第32号	平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）	59
付帯決議案第1号	議案第29号に対する付帯決議	70
報告第5号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分（町長提出）	

	議案) ……………	86
議案第34号	聖和台汚水排水処理施設に関する基金条例廃止の件（町長提出議案) ……………	86
議案第35号	平成31年度太子町一般会計補正予算（第4号）（町長提出議案) ……………	86
議案第36号	平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案) ……………	86
閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員長・広報特別委員長・生涯学習施設建設調査特別委員長) ……		89
閉 会	……………	90

【第 1 日】

令和元年 第3回太子町議会定例会会議録

令和元年9月3日(火) 午前 9時30分開会

◎出席議員(11名)

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	森田忠彦君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	中村直幸君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	田中清君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	林達也君	学務指導担当課長	西野直美君
住民人権課長	米田正径君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

---

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第4号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
- 日程第4 認定第1号 平成30年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について  
(町長提出議案)
- 日程第5 認定第2号 平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第6 認定第3号 平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第7 認定第4号 平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第8 認定第5号 平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第9 認定第6号 平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第10 認定第7号 平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出議案)
- 日程第11 議案第22号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件 (町長提出議案)
- 日程第12 議案第23号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件 (町長提出議案)
- 日程第13 議案第24号 太子町印鑑条例中改正の件 (町長提出議案)
- 日程第14 議案第25号 太子町税条例等中改正の件 (町長提出議案)
- 日程第15 議案第26号 太子町立幼稚園設置条例中改正の件 (町長提出議案)

- 日程第16 議案第27号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第17 議案第28号 太子町消防団条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第18 議案第29号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）（町長提出議案）
- 日程第19 議案第30号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）
- 日程第20 議案第31号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第21 議案第32号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）
- 日程第22 議案第33号 太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第23 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会）

○議長（中村直幸君） 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（浅野克己君） おはようございます。

本日、ここに議員各位のご参集を願い、令和元年第3回太子町議会定例会が開催され、議員の皆様には何かとお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。又、平素より議員の皆様には、町政の運営にご理解とご協力を頂いておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、去年は災害とも言われる猛暑、又、大阪北部地震、西日本豪雨や頻発する集中豪雨に加え、例年になく台風が発生、更には北海道胆振東部地震と、様々な災害が全国を襲ったところでありますが、去年の開会日でありました9月4日には、非常に強い勢力を維持した台風21号の接近により、明け方から暴風警報、大雨警報が発令され、その後、記録的な暴風や高潮が観測される等、各地で甚大な被害が発生することとなり、本町におきましても、家屋等に加え倒木等による被害が多数発生するとともに、関西電力管内において大規模な停電が発生したことから、住民生活にも大きな影響を及ぼすものとなったところであり、改めて自然の猛威を感じたところでありました。

本年においても、既に全国で記録的な集中豪雨や台風等、又、地震による被害が発生しているところではありますが、幸いにも本町においては、今日までのところ被害が発生するような状況は見られておりませんが、引き続き近年の自然災害を教訓とし、いつ起こるかわからない災害に備え、住民皆様の安全・安心の確保に努めて参りますので、議員も皆様方もご協力・ご支援をよろしくお願い致します。

では、今議会に提出致します案件についてでございますが、報告と致しまして、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の1件、決算認定と致しまして、平成30年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について他6件、条例案としまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件他6件、予算案としまして、平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）他3件、又、人事案としまして、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の1件、以上合わせまして20件のご審議をお願い致します。何卒よろしくお願い申し上げます。

平成30年度一般会計決算の状況ですが、歳入では地方交付税や寄附金、繰入金において増額があるものの、町税に加え繰越金や国・府支出金、町債等が減額となったことから、全体として対前年度比5.6%の減少となりました。

一方、歳出では、義務的経費である人件費や公債費、又、積立金で増額となったものの、投資的経費であります磯長・山田両小学校空調整備事業や太子西条線整備事業、台風21号による公共土木災害復旧事業の減額等により、全体としては対前年度比4.7%の減少となりました。尚、実質収支につきましては引き続き黒字決算となりました。

しかしながら、歳入において、町税を始めとする自主財源が減少している点に加え、経常収支比率も前年度から1.2ポイント増加する等、経常的経費の増加による財政構造の硬直化が更に進むと懸念されるところであります。

こうした状況のもと、全国的には依然東京一極集中傾向が続いておりますが、今後、東京圏においても人口減少が見込まれ、全ての自治体において若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されることから、自治体の業務改革と新技術の徹底活用を通じた住民視線に立った利便性の高い次世代型行政サービスへの転換が求められるところであり、本町においても選択と集中の考えのもと、厳しい財政状況を前提とし、これまでの改革を踏襲しつつ、引き続き行財政改革を実施し、将来においても持続可能な財政構造の構築を図りながら、誰もが住みたくなる 住み続けたくなるまち 太子町の実現に向けて取り組んで参りますので、議員皆様のご協力・ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、お手元に配付致しております平成30年度主要決算報告により、第5次総合計画における柱に沿ってご報告を申し上げます。

まず始めに、こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくりについてでございます。

少子高齢化が進展する中、結婚から妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目のない支援の為に挙る取り組みとして、若者の希望する結婚がそれぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整える為、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の家賃や引っ越し費用等、経済的な負担軽減を図る制度を創設しました。

又、子育て支援においては、子どもが欲しいと望んでおられるにもかかわらず、子どもに恵まれない夫婦が、医療保険が適用されない高額な医療費のかかる特定不妊治療を受けられた場合に、その医療費の一部を助成する制度を創設し、経済的・精神的負担の軽減を図りました。

又、保育所での保育中に体調不良を起こした園児に対する体調不良児対応型の病児保育事業を推進することにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの充実を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の次期計画策定に向けたニーズ調査、集計等を行いました。

健康づくりでは、平成29年度から実施している主要5大がん検診の無料化に加え、胃がんの早期発見・早期治療に向けた取り組みとして、50歳以上の方を対象とした無料による胃内視鏡検査を実施し、より健康診査の受診しやすい環境を整えました。

障がい福祉では、障がい者に対する生活介護サービス事業を実施する、つばき作業所が使用する町有施設について、サービス利用者がより快適な環境での活動が出来るよう、施設の改修事業を実施しました。

高齢者はもとより、地域の全ての住民が関わり互いに支え合う我が事・丸ごとの地域づくり、地域共生社会の実現に向け、介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、社会福祉協議会との連携により、町会・自治会で地域づくりからの支え合い勉強会を開催する等、地域包括ケアシステムの構築を更に推し進めました。

その他、昨今、社会問題となっている自殺に対する地域レベルの取り組みを定める、市町村自殺対策計画の策定、又、第3次健康太子21に掲げる、笑顔いっぱいプロジェクトやたいしくんスマイルを推進し、健康意識の高揚及び健康づくりの施策に積極的に取り組みました。

次に、支え合い、安心して暮らせるまちづくりについてでございます。

暮らしの利便性に関しては、将来にわたって住民に利用される持続可能な公共交通の実現化に向け、学識経験者、交通事業者、住民、関係機関等の参加による道路運送法及び地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通会議を設置し、本町における地域公共交通の望ましいあり方を取りまとめるとともに、具体的な施策と目標の設定並びに今後の体系と評価の考え方を示した地域公共交通網形成計画を策定しました。

春日にぎり池については、地域コミュニティの醸成の場とともに、隣接町道の拡幅による生活環境の改善を図る為、次年度の整備に向けた土地の埋め立て整備を行いました。

道路等のインフラ長寿命化対策としては、春日大橋、大平橋での橋梁点検を実施するとともに、日本遺産に認定された竹内街道でもある、町道山田春日線の舗装工事を行いました。

又、都市公園遊具更新計画に基づき、太子第1号公園の遊具更新を行い、利用者の安

全性・快適性の向上を図るとともに、太井川においては、普通河川となる第一仏眼寺橋から上流側の未改修部分等について、豪雨災害に備え、被害軽減対策を図る為の改修工事を行いました。

今後も増加が懸念される空き家の適正管理とその利活用の推進を図ること等を目的とした、空家等対策計画を平成29年度に策定したことを受け、空家等対策特別措置法に基づく空家等対策協議会を設置し、具体的な空家等対策についての取り組みを進めました。

農林災害復旧事業では、平成29年10月22日発生の台風21号による文化池流入土砂浚渫、又、南今池・文化池間の倒木、溪流土砂撤去等の災害復旧に努めました。その他、全国瞬時警報システムの受信機を更新し、機能向上に努めるとともに、太子分署の山岳救助等に活用頂く為の搬送車の配備、又、消防団活動の強化及び団員の安全性を向上させる為の活動服等の装備充実を図りました。

続いて、活力と魅力にあふれる個性豊かなまちづくりについてでございます。

農業振興では、営農の効率化、生産性の向上を図る為、平成29年度に整備を行った堂の下農道において旧整備済み区間の舗装工事を行いました。

又、耕作意欲の衰退要因の1つでもある、イノシシ等による農作物被害が年々増加する傾向にあることから、被害防止に係る資材購入補助制度を農家の方がより利用しやすい制度となるよう、補助額の増額見直しを行いました。

観光振興では、前年の灯路祭りが台風の影響により中止となったことから、竹内街道の日本遺産認定後初となる灯路祭りが、穏やかな日差しと秋風を感じられる中で行われました。多くの人の協力のもと、住民手づくりのイベントとして、時代行列とともに盛大に開催することが出来、改めて町内外に本町の素晴らしさ、魅力を発信することが出来たものと思っております。

更には、2021年に控えた聖徳太子没後1400年に向けた取り組みを推し進める為、各種団体等から参加頂いた聖徳太子没後1400年記念実行委員会を設立し、より具体的な計画・実行に向けた議論を深めて頂くとともに、機運の醸成を図る為に、聖徳太子没後1400年記念講演会とパネルディスカッションを開催したところであります。

又、本町の情報発信においても重要な役割を持つふるさと太子応援基金寄附金については、ふるさと納税制度の返礼品に係る議論や報道等もありますが、返礼品を増やす等の取り組みにより、平成29年度から大きく増加し、2千785万円の寄附を頂きました。

た。

次に、豊かな自然・歴史とともに育つ誇りあるまちづくりについてでございます。

生涯学習施設の整備につきましては、昨年9月に提案致しました民間事業者による、客観的な判断基準に基づく建設候補地の調査研究を進めることでの合意を受け、調査・検討を行ったところ、現在のまちづくり交流センターを取り壊した敷地を新たな建設予定地とすることでの合意形成を踏まえ、施設の早期実現に向けて、本年2月に臨時会を開催して頂き、債務負担行為の設定を行った上で、プロポーザル方式による基本設計及び実施設計の委託事業者の選定を行い、先の6月6日開催の生涯学習施設建設調査特別委員会に基本設計をお示しし、現在、図書室利用者及び関係団体の意見を踏まえ、実施設計を鋭意進めているところであります。

学校教育では、これまでも町立小中学校施設の計画的な整備等を進めておりますが、町立中学校の本館の老朽化対策である普通教室等の床改修、受水槽の改修・設置や校舎屋上防水改修等の大規模改修工事に必要となる実施設計を行いました。

生涯学習の推進については、町立総合体育館の放送設備の更新を始め、本年度に計画しておりました利用者の利便性及び衛生面の向上を図る為の洋式化等、ユニバーサルデザイン化を含めたトイレ改修工事に向けた実施設計を行いました。

給食センターについては、衛生環境のより一層の向上を図る為、本年度に計画しておりました調理室及び洗浄室の天井及び空調・電気設備等の改修工事に必要となる実施設計を行いました。

文化財保護では、国指定史跡二子塚古墳の保存整備に当たり、学識経験者で構成された検討委員会の意見を踏まえ、墳丘及び石室等の確認調査の報告書をまとめ、1月に史跡範囲の追加指定の申請を致しました。又、追加指定の用地購入の為、現地測量と境界確認及び土地・立木等の鑑定評価を行いました。尚、本年6月21日に開催されました国の文化審査会において、新たな範囲を追加指定するよう文部科学大臣に対する答申が行われたところであります。

人権啓発においては、男女が固定化された役割にとらわれず、自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施する為の男女共同参画推進計画の次期計画策定に向けた住民アンケート調査等を実施しました。

最後に、みんなで歩む協働のまちづくりについてでございます。

効率的・効果的な行政運営においては、観光まちづくりビジョンを踏まえた観光振興や聖徳太子没後1400年に向けた取り組みとともに、本町における知名度アップ、シティセールスのより効率的・効果的な展開の為、又、近年、頻発・激甚化する自然災害を始め、様々な場面での危機管理に迅速な対応が行われるよう、まちづくり推進部の組織見直しを行いました。

又、住民情報を始めとする重要データの災害等による損失を防ぎ、業務継続性の確保を図るとともに、システム運用に係る経費削減に向けた基幹系情報システムの共同クラウド化を進めました。更には、平成29年度より庁舎等で進めているESCO事業により、空調設備の高機能化、照明器具等のLED化等の改修を行い、庁舎等の省エネルギー化とともに将来的な経費削減を図りました。

働き方改革の実践においては、事務の効率化と職員のワーク・ライフ・バランスの充実に向けた意識改革の取り組みといたしまして、管理システムを導入することにより、出退勤時間を始めとする職員の勤怠情報の見える化を進めました。

以上、平成30年度の主要な施策の成果についてご報告をさせていただきました。世界中の人々からスポーツの祭典として注目を浴びることとなります東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されるまで、残すところ1年を切って参りましたが、本町が府内町村から唯一、通過自治体として選定されましたオリンピック聖火リレーにつきましても、今後、具体的なコースが決定されることとなって参りますが、本町が誇る聖徳太子御廟や叡福寺、日本遺産である竹内街道等により、聖徳太子のまち、日本遺産のまちとして国内外へ広く情報の発信を行う上において絶好の機会であり、加えて隣接自治体の努力によって百舌鳥・古市古墳群が、大阪初となる世界文化遺産に登録されたことにつきましても、用明天皇や推古天皇を始めとする歴代天皇陵等、数多くの歴史文化資源を有する本町において、聖徳太子没後1400年に向けた具体的な取り組みとともに、更なる観光振興、シティプロモーションを進める上において、またとない追い風となるものであり、これまで以上に地域の多様な主体との連携・協働を図りながら、第5次総合計画のまちづくりの基本理念であります、人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまちたいしの実現に向け、より一層取り組みを進めて参りますので、議員の皆様におかれましては、変わらぬご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後となりますが、議員の皆様には、本定例会に提案致しております議案につきまして何卒よろしくご審議頂き、ご議決並びにご認定、又、ご同意賜りますようお願い申し

上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村直幸君) 本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。

これより、令和元年第3回太子町議会定例会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございます。

---

○議長(中村直幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、田中議員、10番、建石議員を指名致します。

---

○議長(中村直幸君) 日程第2、会期決定の件を議題と致します。

今回の定例会については、8月27日に開催されました議会運営委員会において、検討して頂きました結果、会期は本日9月3日から26日までの24日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中村直幸君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの24日間で決定致しました。

尚、定例会の運営予定ですが、お手元に配付しております通り、本日は、提出されました全ての議案を上程致しまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきますと思います。

ただし、日程第3、報告第4号につきましては本日報告を受け、日程第22、議案第33号につきましては、本日、全員審議でお願い致します。

次に、委員会の日程ですが、9月5日、6日の2日間は決算常任委員会を、10日に総務まちづくり常任委員会を、11日に福祉文教常任委員会を、12日に予算常任委員会をそれぞれ開催して頂きます。尚、審議が残りましたら、13日と17日の予備日を充てて頂きたいと思います。又、追加議案等がありましたら、19日に議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

25日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締め切りに

つきましては、9日の午後5時とさせていただきます。

26日に最終本会議を開催させていただきます、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告でございますが、本日は監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪広域水道企業団議会の報告の3件を行って頂く予定をしております。尚、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願い致します。又、本定例会までに受理致しました陳情・要望書等につきましては、幹事長会にて、その取り扱いを決めて頂き、措置したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

---

○議長（中村直幸君） 日程第3、報告第4号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、これを議題と致します。

本件について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（今川新八君） おはようございます。

報告第4号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率を、又、同法第22条第1項の規定により、資金不足比率をそれぞれご報告をさせていただきます。

まず、一般会計を対象とした実質赤字比率並びに財産区特別会計を除く、全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、前年度と同様、各会計の収支において赤字が発生していないことから、横バー表示とさせていただきます。

次に、実質公債費比率につきましては、公債費の減少に伴い、前年度より0.4ポイント減少の7%となっております。又、将来負担比率につきましても、地方債の残高、又、基金の積立額等の影響によって前年度より6.8ポイント減少のマイナス60.8%となることから、指標値が算定されない為、横バー表示とさせていただきます。

次に、資金不足比率でございますが、下水道事業特別会計において、資金不足が発生していないことから、横バー表示とさせていただきます。

参考といたしまして、それぞれの指標値の下に括弧書きにて、本町に適用される基準値を記載しておりますので、ご参照をお願い致します。尚、本報告につきましては、次

頁に意見書として監査委員の意見を付しておりますので、あわせてご参照願います。

以上、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告とさせていただきます。

○議長（中村直幸君） 只今、報告がありました。

以上で、報告第4号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件を終わります。

---

○議長（中村直幸君） 日程第4、認定第1号から日程第10、認定第7号まで、これら7件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（奥野展久君） おはようございます。

それでは、認定第1号、平成30年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号、平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、7件の決算認定について提案理由を申し上げます。

平成30年度の一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る7月29日に本町監査委員の審査を受け、お手元にごございます決算審査意見書の通り、適正である旨の審査結果を頂いており、同条第3項の規定により、議会の認定に付すものでございます。尚、平成30年度歳入歳出決算書に掲載しております各会計の実質収支に関する調書により、決算結果のみのご説明とさせていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

まず最初に、認定第1号、平成30年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。決算書の16頁をお開きください。

歳入総額は47億706万5千462円、歳出総額は46億7千721万1千766円、歳入歳出差引額は2千985万3千696円となりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の2千985万3千696円となり、全額を平成31年度へ繰り越しとなります。

次に、認定第2号、平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、200頁をお願い致します。

歳入総額は14億3千253万3千196円、歳出総額は14億709万4千185

円、歳入歳出差引額 2 千 5 4 3 万 9 千 1 1 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の 2 千 5 4 3 万 9 千 1 1 円となり、全額を平成 3 1 年度へ繰り越しとなります。

次に、認定第 3 号、平成 3 0 年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、2 3 8 頁をお願い致します。

歳入総額は 9 1 2 万 9 千 9 6 2 円、歳出総額は 7 8 4 万 5 千 8 1 円、歳入歳出差引額 1 2 8 万 4 千 8 8 1 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の 1 2 8 万 4 千 8 8 1 円となり、全額を平成 3 1 年度へ繰り越しとなります。

次に、認定第 4 号、平成 3 0 年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、2 5 8 頁をお願い致します。

歳入総額は 8 4 万 4 千 7 0 1 円、歳出総額は 6 9 万 4 千 9 4 9 円、歳入歳出差引額 1 4 万 9 千 7 5 2 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の 1 4 万 9 千 7 5 2 円となり、全額を平成 3 1 年度へ繰り越しとなります。

次に、認定第 5 号、平成 3 0 年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、2 7 8 頁をお願い致します。

歳入総額及び歳出総額とも同額の 3 億 8 千 5 6 3 万 7 6 5 円となり、歳入歳出差引額は 0 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源もございませんので、実質収支額も 0 円でございます。

次に、認定第 6 号、平成 3 0 年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定でございますが、3 0 0 頁をお願い致します。

歳入総額は 1 1 億 8 千 5 9 3 万 6 3 0 円、歳出総額は 1 1 億 6 千 8 4 7 万 2 千 7 9 8 円、歳入歳出差引額 1 千 7 4 5 万 7 千 8 3 2 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の 1 千 7 4 5 万 7 千 8 3 2 円となり、全額を平成 3 1 年度へ繰り越しとなります。

次に、認定第 7 号、平成 3 0 年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、3 4 0 頁をお願い致します。

歳入総額は 1 億 8 千 4 6 0 万 9 千 6 6 0 円、歳出総額は 1 億 7 千 8 6 9 万 7 千 1 3 8 円、歳入歳出差引額 5 9 1 万 2 千 5 2 2 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の 5 9 1 万 2 千 5 2 2 円となり、全額を平成 3 1 年度へ繰り越しとなります。

以上、簡単ではございますが、認定第1号から第7号までの7件についての提案理由のご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

認定第1号、平成30年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、決算常任委員会に、認定第2号、平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号、平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての3件は、福祉文教常任委員会に、認定第3号、平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号、平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての3件は、総務まちづくり常任委員会に、それぞれ付託致します。

---

○議長（中村直幸君） 日程第11、議案第22号から日程第17、議案第28号まで、これら7件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今川新八君） 議案第22号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から創設されることに伴い、本町においても会計年度任用職員の勤務条件を規定する為の条例を制定するものでございます。

条例の主な内容と致しましては、会計年度任用職員に支給する報酬や通勤等に係る費用弁償、又、期末手当の支給基準に関する規定を定めるものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第23号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、議案第22号に関連して、会計年度任用職員制度の導入に当たり、本町の関連条例において、所要の改正・整備が必要となることから、この条例を制定するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、会計年度任用職員の勤務条件や身分の取り扱い等に関して関連する一般職員の給与に係る条例の他、8条例の所要の改正が必要となること、又、あわせて文言の整備を行うものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号、太子町印鑑条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、女性活躍推進の観点から、住民票、マイナンバーカード等への旧氏併記を可能とする住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、本年4月17日に公布され、11月5日に施行されることに伴い、本条例に関連する所要部分の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、住民票に旧氏の記載されたものについて、旧氏の印鑑での登録を可能とする為、対応する印鑑登録及び同証明書等への記載に関する事項等を定めるとともに、文言の整備等を行うものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号、太子町税条例等中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が、本年3月29日に公布され、このうち施行期日が、本年4月1日及び6月1日の改正とされているものを除く一部改正につきまして、本条例に関連する一部改正を行うとともに、文言の整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、まず、個人町民税に関しましては、子どもの貧困課題に対応する観点から、単身児童扶養者の個人住民税の非課税措置が令和3年1月1日から導入されることに伴い、必要な措置を講ずるものでございます。次に、軽自動車税に関しまして、自動車取得税が廃止され、軽自動車税の環境性能割が導入され、現行の軽

自動車税の取り扱いが種別割になるとともに、その種別割の経過の対象を電気自動車等に限定するよう段階的改正をするものでございます。尚、又、消費税の税率変更に伴う需用費の平準化の為、税率変更後1年間に取得された自家用の軽自動車税の種別割を1%軽減するものでございます。更には、法人の町民税に関しまして、電子申告を行っている者が、災害その他の理由により電子申告が出来なくなった場合の手続を追加するという内容のものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 教育次長。

○教育次長（田中 清君） 議案第26号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等により、本年10月1日から本町立幼稚園の3歳から5歳児の保育料が無償化されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第27号、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、本年10月1日の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、それに伴う必要な規定の整備による内閣府令が改正されたことにより、本町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、引用する内閣府令が改正されたことにより、所定の条例整備を行うものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 議案第28号、太子町消防団条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、平成28年5月に成年後見人制度の利用の促進に関する法律が施行されたことを受け、令和元年6月14日、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を

図る為の関係法令の整備に関する法律が公布、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、関係法令における欠格条件の改正が必要となったものでございます。

本町の消防団条例におきましては、成年被後見人等を欠格とする等、消防団員となることが出来ないことを定めた欠格条項自体をうたわれていないことから、国の法整備に伴う条例改正の必要はございませんが、消防団員は特別職地方公務員として職務を行う為、その任務に当たっては欠格条件に基づき行われるべきと考えることから、今回を契機として条例改正を行うものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第 2 2 号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件、議案第 2 3 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件、議案第 2 4 号、太子町印鑑条例中改正の件、議案第 2 5 号、太子町税条例等中改正の件及び議案第 2 8 号、太子町消防団条例中改正の件の 5 件は、総務まちづくり常任委員会にそれぞれ付託致します。議案第 2 6 号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件、議案第 2 7 号、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件の 2 件は、福祉文教常任委員会にそれぞれ付託致します。

---

○議長（中村直幸君） 日程第 1 8、議案第 2 9 号から日程第 2 1、議案第 3 2 号まで、これら 4 件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今川新八君） 議案第 2 9 号、平成 3 1 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ 1 億 5 千 5 7 2 万 1 千円を追加し、総額を

55億2千455万8千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては幼児教育無償化に係る経費及び無償化にあわせた子育て支援施策として、副食費の無償化を実施するとともに、地域公共交通事業や適応指導教室の耐震化の他、プレミアム付商品券事業等について予算計上を行っております。

一方、歳入につきましては、地方交付税の増額や環境性能割課税に対する予算措置等の他、歳出増額に伴う財源として国庫支出金、府支出金及び地方特例交付金等で予算措置をし、尚、不足する財源を財政調整基金の繰入金にて調整を行っております。尚、又、設定済みの債務負担行為のうち、本年10月以降の消費税率変更に伴い、変更契約締結の必要な事業について、債務負担行為の追加措置を行うものでございます。

以上の通り、本補正予算を提案するものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第30号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2千543万8千円を追加し、総額を15億5千232万7千円とするもの及び債務負担行為を追加するものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、前年度の事業費確定に伴う国・府支出金返還金及び地方財政法第7条の規定に基づき、財政調整基金積立金の増額を行っております。

歳入につきましては、平成30年度の決算剰余金の確定による繰越金の増額を行っております。又、本年10月以降の消費税率変更に伴う自治体クラウドシステムの変更契約締結の為、債務負担行為を追加するものでございます。

以上の通り、本補正予算を本議会に提案する次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第31号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2千132万6千円を追加し、総額を12億3千282万7千円とするもの及び債務負担行為を追加するものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、介護報酬改定に伴う電算機

器プログラム変更等委託料、平成30年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金及び介護給付費準備基金積立金の増額を行っております。

歳入につきましては、平成30年度の国庫支出金等の精算に伴う追加交付、システム改修に伴う国庫補助金及び一般会計繰入金、前年度繰越金の増額を行っております。又、本年10月以降の消費税率変更に伴う自治体クラウドシステムの変更契約締結の為、債務負担行為を追加するものでございます。

以上の通り、本補正予算を提案する次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第32号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本補正予算は、本年10月以降の消費税率変更に伴う自治体クラウドシステムの変更契約の為、債務負担行為を追加するものでございます。

以上の通り、本補正予算を本議会に提案する次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第29号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）は予算常任委員会に、議案第30号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第31号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第32号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の3件は、福祉文教常任委員会にそれぞれ付託致します。

それでは、ここで、暫時休憩と致します。再開は放送にてお知らせ致します。

（午前10時30分 休憩）

---

（午前10時45分 再開）

○議長（中村直幸君） それでは、再開致します。

日程第22、議案第33号 太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意

を求める件、これを議題と致します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（浅野克己君） 議案第33号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、本町の固定資産評価審査委員会委員の大内壽和氏が、本年9月28日をもって任期満了となります。つきましては、同氏を引き続き委員に選任致したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。何卒よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由の説明がありました。

お諮り致します。

議案第33号は、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第33号を、原案通り適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、原案通り適任とされました。

○議長（中村直幸君） 日程第23、諸般の報告を議題と致します。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

村井議員。

○4番（村井浩二君） 令和元年第1回南河内環境事業組合議会定例会が、8月19日に開催されました。つきましては、その内容を報告申し上げます。

当日、定例会では10件の提出案件がありました。順に申し上げますと、1、報告第1号、管理者の異動については、新市長に当選されました富田林市長の吉村善美氏が5月23日に組合管理者に選出されました。

2、報告第2号、副管理者及び副管理者副市長の異動については、組合副管理者であります大阪狭山市の古川照人氏が再選により、本年4月27日付で副管理者に就任されました。又、副管理者副市長である富田林市副市長の置田保巳氏が、本年6月18日付で副管理者副市長に就任されました。

3、報告第3号、組合議会議員の異動については、富田林市から西川宏議員、吉年千寿子議員、辰巳真司議員、遠藤智子議員、京谷精久議員が、河内長野市から奥村亮議員が、大阪狭山市から北好雄議員、松尾巧議員が、千早赤阪村から田村陽議員が新たに就任されました。

4、選挙第1号、組合議会副議長の選挙については、前副議長の辞職に伴い欠員となっておりました副議長に、大阪狭山市選出の北好雄議員が選出されました。

5、議案第1号、令和元年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）については、第1表の通り、歳入歳出それぞれ430万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を24億8千184万7千円とし、あわせて第2表の通り地方債を補正するもので、内容につきましては、人事異動等に伴う人件費補正並びに残渣処理事業における大阪湾広域埋立処分場災害復旧事業の補正を行うものであり、原案通り可決されました。

6、議案第2号、南河内環境事業組合第2清掃工場基幹的設備改良工事請負契約については、第2清掃工場を長期に使用出来るよう、施設の基幹的設備である機械設備等の改良工事を実施する為、日立造船株式会社と工事請負契約を締結するもので、原案通り可決されました。尚、請負金額と工事期間は記載の通りです。

7、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告については、監査委員から平成30年

度の1月から5月分と、令和元年度の4月から6月分の監査結果の報告があり、適正に処理されていたとのことでした。

8、認定第1号、平成30年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、決算の主な特徴として、ごみ処理関係では、平成30年度末のごみ処理対象人口は30万9千702人で、ごみ搬入量は、台風21号等による災害廃棄物の受け入れにより、対前年度1千425トン増の8万6千197トン、処理経費は対前年度1千998万円増の総額17億9千620万3千円、人口1人当たりでは対前年度109円増の5千800円となっております。し尿処理関係では、対象人口が2万2千369人で、し尿搬入量は対前年度比較648キロリットル減の2万4千585キロリットル、処理経費は対前年度238万円減の総額3億2千496万6千円、人口1人当たりでは、対前年度2千569円増の1万4千528円という状況です。科目別の内訳は省略させていただきますが、決算の内容につきましては、歳入総額22億3千916万8千968円、歳出総額21億2千116万9千255円、歳入歳出差引残額は1億1千799万9千713円ということで、原案通り認定されました。決算における太子町の負担金の総額は、9千226万1千911円でした。

尚、審議において、台風21号等に伴う災害廃棄物の受入量とその処理経費及び災害に対する取り組みについて等の質疑があり、災害廃棄物受け入れ推計量、処理経費相当額等の答弁があり、今後も市町村との連携を一層強化し、災害に備えられるよう要望がありました。

9、同意案第1号、南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、任期満了による議会選出監査委員に河内長野市選出の浦尾雅文議員が選任され、原案通り同意されました。

10、同意案第2号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、組合公平委員については6市町村により共同設置された南河内広域公平委員会の委員3人を選任することとしており、そのうち渡邊信昭委員の組合公平委員としての任期が満了となることから引き続き選任し、新たに南河内公平委員に就任された北川和郎氏を組合公平委員に選任するもので、原案通り同意されました。

以上、簡単ではございますが、令和元年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（中村直幸君） 引き続きまして、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 令和元年第2回大阪広域水道企業団議会8月臨時会が、8月9日に開催されました。つきましては、内容のご報告を申し上げます。

始めに、大阪広域水道企業団企業長の選出につきまして、前企業長の任期が平成31年4月30日で終了しており、不在となっておりますが、大阪広域水道企業団規約第8条の規定に基づき、令和元年7月16日の第1回首長会議において、構成団体の長の互選により、堺市の永藤英機市長が企業長に選出されました。

又、付議事件として議長の選挙並びに副議長の選挙の結果につきまして、議長として藤井寺市議会の畑謙太郎議員が、そして、副議長として泉南市議会の竹田光良議員がそれぞれ指名推選され、選挙の結果、当選となりました。

続きまして、案件の内容でございます。

条例案として、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件、人事議案として監査委員の選任同意の件、報告案件として平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件、平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件の、4件の案件がございました。

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件の概要としまして、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制を導入するに当たり、新たに指定更新手数料を定めるとともに、指定手数料及び指定書再交付手数料を統一する他、所要の改正を行うものでございました。

続きまして、監査委員の選任同意の件につきましては、企業団の監査委員2名の選任について同意を求めるものでございました。

又、報告案件としまして平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件は、地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画についての報告でございました。

更に、平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画についての報告でございました。

条例改正案及び人事議案の各案につきまして、原案通り可決、又、報告の2案件につきましても全て承認されました。

以上、令和元年第2回大阪広域水道企業団議会8月臨時会のご報告でございます。

○議長（中村直幸君） 以上で、諸般の報告を終わります。

これもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

よって、会議を散会と致します。

本日はご苦勞様でした。

（午前 11 時 01 分 散会）

【第 2 日】

令和元年 第3回太子町議会定例会会議録

令和元年9月25日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（11名）

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	森田忠彦君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	中村直幸君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	田中清君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	林達也君	学務指導担当課長	西野直美君
住民人権課長	米田正径君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

---

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・安心のまちづくり……………田中祐二君
- ・協働のまちづくり…………… 〃
- ・太子町の明るい未来の実現について……………村井浩二君
- ・選挙投票の改善を……………阪口 寛君
- ・安心して利用出来る介護保険を…………… 〃
- ・外出支援、介護予防等福祉施策と公共交通の充実を総合的に…西田いく子君
- ・補聴器の相談窓口の設置と購入補助を…………… 〃

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村直幸君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させて頂きましたところ、ご出席を頂きましてありがとうございます。

本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。よって、これより定例会を再開致します。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございますので、よろしくお願い致します。

---

○議長(中村直幸君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は、お手元に配付しております一覧表の通り、4名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、田中議員の質問を許します。

田中議員。

[9番 田中祐二君 登壇]

○9番(田中祐二君) 政友クラブ所属の田中祐二でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきますが、その前に、先の台風15号で被災されました方々に改めてお見舞いを申し上げます。千葉県を中心に長期間の停電が発生し、今尚、復旧出来ていない所もあるとのことでございます。そこで思い起こすのが、昨年、大阪を襲った台風であり、災害対策の必要性を感じるところであります。行政、又、住民の皆さんも一層の備えを怠らないようお願い致します。

それでは、成年後見制度についての質問です。

この制度は2000年に始まっており、知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が不十分な人の権利や財産を守る為、家庭裁判所が選任した法定後見人が、本人に代わって財産管理等を行うものであり、支援の必要性が高い順に後見、補佐、補助の3段階があります。又、法定後見とは別に、本人が判断能力が十分な内に後見人を決める任意後見もあります。

この成年後見制度の一般的なメリットとしては、判断能力が低下した人の財産管理と

身上監護をすることが出来る、制度の内容が登記されることにより、成年後見人等の地位が公的に証明される、成年後見人等には取り消し権があるので、本人に不利益な契約を解除出来る等があります。デメリットとしては、会社の取締役や弁護士、医師等の一定の資格に就くことが出来ない、手続に時間がかかる為、迅速性に欠ける等と言われて

います。  
そこでお聞きしますが、この制度は、身寄りのない方は市区町村長から制度利用の申し立てが出来ますが、そこらを中心に、太子町における成年後見制度の利用実態について、わかる範囲でご答弁をお願い致します。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 安心のまちづくりについて、私の方からご答弁申し上げます。

ご質問の成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方を支える重要な制度でございます。

本町では、福祉課が65歳未満の障がいがある方、高齢介護課では65歳以上の高齢の方を対象に、福祉課、高齢介護課、地域包括支援センターや社会福祉協議会及び障害者相談支援事業所等の関係機関と連携協力し、制度の利用促進に努めているところでございます。

又、必要に応じて切れ目のない訪問や相談に努めると共に、対象者であると見込まれるケースは、親族で成年後見人となられる方がおられないか等、庁内で検討会議を行い、様々な議論を経た上で、親族で成年後見人となれる方がいないとの結論に至れば、弁護士会や司法書士会の無料相談等の紹介をしているところでございます。

又、配偶者若しくは二親等以内の親族がない、親族があっても音信不通の状況である、身寄りが無い等の緊急的な事案では、町の成年後見開始審判等申立実施要綱により町長申し立てを開始しており、これまで福祉課で1名、高齢介護課で5名の方に後見開始しているところでございます。

尚、制度を必要とする方がおられ、利用に至っていないケースが潜在的にあることも認識しており、今後も利用促進に向け、広報等はもとより、関係機関や地域住民、ボランティア等のインフォーマルサービス等による制度の普及により努めたいと考えております。

○議長（中村直幸君） 田中議員。

○9番（田中祐二君） 今までの制度では、後見人の付いた父のお金を年老いた母の介護にも自由に使えないといった声がある等、財産は厳格に管理されるが、本人が望む暮らしの実現にはどういう支援がふさわしいかという視点に欠け、不自由であるとの指摘もあり、先程ご答弁頂きましたが、利用が伸び悩んでいる状況にあります。

国の方も、その認識から、17年に5ヶ年の成年後見制度利用促進基本計画を策定し、その中で本人の生活への配慮を重視する方針を明記し、利用促進として中核機関の整備を推進しています。この機関は、今年5月の国の有識者会議でも21年度末までに、全自治体が整備するとの目標を確認したものでありまして、家族や弁護士等の専門家、医療・福祉団体等と連携して、制度の利用相談から適切な後見人のマッチング、後見人への支援等を総合的に行う機関になります。

そこでお聞きしますが、この中核機関の太子町における整備予定についてご答弁をお願い致します。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 引き続き、私の方からご答弁申し上げます。

本町では、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする、第2期太子町地域福祉計画・地域福祉活動計画において、成年後見制度について人権と権利擁護を推進し、虐待を防ぐ仕組みづくりの項目を掲げており、住民主体の福祉活動を通じ、成年後見制度や福祉サービス利用者の権利擁護を充実していかなければならないとしており、又、今後についても高齢者、障がい者へのあらゆる権利侵害、暴力等を防ぐ為、判断能力が十分でない方の権利擁護について周知を図り、成年後見制度等の利用促進に努めるとしております。

国におきましても、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は令和3年度までに中核機関の段階的・計画的整備に向け計画を定めることを求めており、この中核機関は、様々なケースに対応出来る法律、福祉等の専門知識や地域の専門職を配置し、ワンストップで成年後見制度の対応が可能な役割を担うとされております。

本町におきましても、今後における超高齢化社会を見据え、当該制度の需要が急激に増加することも考えられることから、広域設置や委託等も視野に、近隣市町村及び近隣市町村社会福祉協議会、民間相談機関との協議のもと、機関設置に向け、検討を進めて参りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 田中議員。

○9番（田中祐二君） 昨年10月時点で整備済みの市区町村は4.5%にとどまっており、太子町のような小さな町では単独での整備は難しいと思いますが、今、ご答弁にありましたように、広域連携、又、委託もおっしゃって頂きましたので、そういったことを視野に入れて取り組んで頂きたいと思います。

又、ある市では市民後見人を研修等で育成し、判断能力が衰えた身寄りのない高齢者のケアに繋がっています。太子町においても、特に身寄りのないお年寄りも安心して暮らせるまちになることを期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

私は、平成29年の6月議会で、ふるさと住民票制度について一般質問させて頂いていますが、今回、その趣旨の流れで質問をさせて頂きます。

まず、基本的に、太子町が好きで応援したい、盛り上げていきたいと考えている人が、太子町に住んでいる方はもとより、本当に多くの方がおられるとっております。現在、本町とそういった人達を結びつける主な手段は町の広報紙、ホームページになっていると思います。しかし、これらのツールでは、見る側が目的を持って積極的に、しかも詳細に探しに行かなくては必要な情報にたどり着けない、又、町にとっても、知らせたいことが本当に伝わっているかわからないという状況にあると思います。

そこで、そういった人達に登録をして頂き、太子町からメール、SNS等を利用して情報提供する太子町サポート応援団登録制度とも言うべきものがあればと思いますが、太子町としてのお考えをご答弁、お願い致します。

○議長（中村直幸君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） 本町からの情報をメールやSNSを利用して提供する制度があればとのご質問につきまして、私の方からご答弁を申し上げます。

様々なツールを用いて本町の情報を発信し、町内外の多くの方々に興味を持ってもらうことは、本町にとっては大変有意義なことであると思っております。更には、その情報を入手されたユーザーを通して、情報を拡散して頂けるような情報伝達の手段が構築出来れば素晴らしいことであると考えます。特に新たな情報入手の手段としてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が若者を中心に普及している現状にあります。全国の自治体でもSNSを情報発信に活用する動きが活発化し、SNSを活用した情報発信に効果を上げている自治体もあると聞き及んでおります。

しかし、SNSやメールを利用した情報発信には、事前にメールアドレス等を登録し

て頂く必要があります、その登録された情報は個人の情報となる為、これらの情報伝達手段の導入に当たっては、まず、セキュリティの確立を含めたシステムの構築が必要となっております。

行政情報のメールによる発信については、様々なメニューから選択して情報を受け取る方法や、又、防災行政無線を補完する形で情報発信されておられる自治体もありますので、その効果や費用、課題点等について、先進自治体の状況も参考にしながら調査研究を行って参りたいと考えます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 田中議員。

○9番（田中祐二君） 是非、前向きに調査研究をして頂きたいと思いますが、登録して頂く時に、年齢、性別、住所、又、子育て中、介護中等の家族情報等も提供頂ければ、より細やかで正確な情報提供がピンポイントで、しかも最善のタイミングで行うことが出来ます。

更に、町のお願ごと、例えばパブリックコメントを積極的に求めたり、緊急アンケートの実施等にも活用出来ると思います。又、冒頭に述べました台風15号による停電時に、ある動物園が緊急用の大型発電機の不足をSNSで訴えたところ、民間の力で確保出来たという報道もありましたように、相談なんかも出来るのではと思っております。そして、常に気軽に町と住民が情報交換をすることによって、まさに両者の間に友達のような信頼関係が構築されることを期待致しまして、私の質問を終わります。

○議長（中村直幸君） これにて田中議員の質問を終わります。

次に、2番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔4番 村井浩二君 登壇〕

○4番（村井浩二君） 議席番号4番、ふたかみ会、村井浩二でございます。通告に従いまして、太子町の明るい未来の実現について質問させていただきます。

まず、質問の前に、台風15号の影響により、被災され、不自由な生活を余儀なくされております。被災されました多くの国民の皆様にお見舞いを申し上げますと共に、一日でも早い復旧と復興を心より願っております。

今年も列島の各地で台風やゲリラ豪雨と言われる集中豪雨被害が各所で発生しており、連日の報道では、被害の状況等が伝えられております。又、幼い子ども達の命が犠牲と

なっている事件も多く伝えられております。そして又、本町においては、来年4月15日に聖火リレーが開催されます。2020東京オリンピック・パラリンピックの代表選手が続々と決定され、オリンピック・パラリンピック関連のニュースも、日を増すごとに熱を帯び、開催地東京のみならず、全国各地でその準備が進められております。

政治においては、内閣が改造され、地元選出の竹本代議士が、IT科学技術担当大臣として入閣され、新しい内閣には我が国日本の牽引役として、多くの国民が期待されているとも感じております。そして、我が国の明るい未来を切り開いて頂けるとも信じております。しかし、明るい未来を切り開くには、国と地方が連携し、未来の社会を国民、住民に示すことが重要であると考えます。

本町においては、今9月議会において、報告されました決算審査意見書には、監査委員からの意見としまして、義務的経費の人件費、扶助費、そして公債費が増加し、経常収支比率も96%台となり、依然として外的要因に大きく影響を受ける財政状況であること変わりなく、社会保障費や公共施設の老朽化対策費等、今後、多額の財政需要が予想されることから、将来を見据えた計画性のある施策展開と、限られた財源の効率的、効果的な活用をより進められ、住民サービスへの十分な対応と向上に取り組まれることが要望されております。私は、このような意見書を受け、将来を見据えた施策展開には、安定的な自主財源の確保、又、確保に向けた庁舎内の体制づくりが必須ではないかと考えております。そこで、平成29年度に法施行されました地域未来投資促進法が、本町の明るい未来の実現に大きく寄与する法律ではないかと考えております。

地域未来投資促進法とは、地域の特性を活用した事業に着目し、その事業が生み出す経済波及効果を最大限にしようとする自治体等の取り組みを支援するものであります。国の基本計画に基づき、市町村及び都道府県が基本計画を作成し、国が同意します。この方針に基づいて、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事が承認します。これによって、国は地方公共団体と共に地域経済牽引事業者を支援する仕組みです。

この基本計画による主な支援措置として、企業誘致に係る地方税の減免に伴う減収補填や、農地法、農振法の政令等の改正により、農用地区域からの除外や農地転用が可能となるような措置等、地域未来投資促進法に基づく基本計画策定は、本町の懸案であった課題解決に大きく寄与すると考えるが、本町の見解をお伺いします。

○議長（中村直幸君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 太子町の明るい未来の実現について、私の方から

ご答弁を申し上げます。

まず、地域未来投資促進法につきまして、村井議員におかれましても一部触れておられましたが、この法律の目的の趣旨は、地域における産業の集積、観光資源、特産物等の観点から見た、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、同時に地域経済を牽引する事業の促進の為、地方公共団体を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、国民経済の健全な発展に資することとされております。地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを支援する国の制度で、平成29年の7月31日に施行された法律のことでございます。具体的には、市町村は促進区域や地域特性、推進したい分野等を盛り込んだ基本計画を策定し、国の同意を得ると、その取り組みに対して様々な支援措置を受けることが出来ることとなっております。

今年3月時点の状況でございますが、全国で200を超える基本計画が策定、同意されており、その内容を分野別に見てみますと、ものづくりを始め、観光、スポーツ、文化、まちづくりと多岐にわたるものとなっております。

一例を申し上げますと、大阪府内では、忠岡町で基本計画が承認されており、内容は、繊維工業や木材、木製品製造業、金属製品製造業を始めとする製造業等の産業集積等を背景に、成長性の高い新産業への参入や新製品の開発、生産現場の最適化等、成長ものづくり分野の促進を後押しすると共に、先端設備等導入による生産改革を進め、高い付加価値と質の高い雇用の創出を行う、又、製造業における質の高い雇用の創出が卸売業、小売業、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすと同時に、地域外での需要の獲得により生産性を高め、雇用者の給与増へ繋げていくことで、地域経済循環の活性化を目指すとなっております。

そこで、本町におきましては、豊富な地域資源を活用し、多様な可能性を見極めながら、まずはこのように承認された策定計画の内容の分析を始め、先進自治体の動向にも注視し、調査研究し、検討を行って参りたいと考えているところでございます。

○議長（中村直幸君） 村井議員。

○4番（村井浩二君） 只今、浅野まちづくり推進部長より研究及び検討を行って参りたいとの答弁を頂き、この法律は、企業立地促進法の一部が改正され、地域未来投資促進法が平成29年に成立しました。この改正の背景には、日本経済全体として緩やかな回復基調にあるにもかかわらず、地域経済では、製造業の投資が低調なままで、サービス

業等も都市部に集中している等、地方での景気回復が実感出来ないところにあります。一方、地方では、地域によって地域資源、魅力等を生かした成長性の高い新分野に挑戦する動きも見られ、こうした取り組みが地域の活性化に繋がると期待されております。

そこで、近隣の自治体と基本計画策定を連携させることにより、より一層のスケールメリットが生み出される可能性が高まると考えますが、本町のお考えをお伺いします。

○議長（中村直幸君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 引き続きまして、私の方からご答弁を申し上げます。

地域未来投資促進法の実現に向けて、広域で取り組むべきというご意見でございますが、それぞれのまちには色々な地域特性がある為、同法に基づく基本計画では、どのような連携が出来、その結果、どのような経済的な効果が誘引され、具体的なまちづくりの実現に繋げることが、可能かということが重要になってくるかと考えます。

広域連携は、議員もご指摘の通り、まちの未来を決める方向性の1つになり得ることから、今後も地域の将来像や地域特性を的確に把握しながら、研究に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村直幸君） 村井議員。

○4番（村井浩二君） 只今、浅野まちづくり推進部長より答弁を頂き、この法律は、企業誘致や中小企業の振興、観光及び農業等に力を入れている本町にとって、稼ぐ力を向上させる為の追い風となり、更には本町の勢いを加速させる起爆剤になるのではないかと考えております。

府内や近隣市での状況を積極的に把握し、研究に取り組まれることを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（中村直幸君） これにて村井議員の質問を終わります。

次に、3番目、阪口議員の質問を許します。

阪口議員。

〔5番 阪口 寛君 登壇〕

○5番（阪口 寛君） 通告に基づきまして、選挙の投票機会の改善について質問を行います。

7月の参議院選挙は、全国的に史上2番目に低い48.8%の投票率になりました。

毎日新聞の報道によりますと、投票所の数は今回858ヶ所減り、3年前の前は、約870ヶ所減る等、ハイペースで減り続けている。多くの自治体が、投票所の閉鎖理由として挙げるのは、立会人の確保が困難なことだ。高齢化が進み、なり手が不足している。投票所の設置箇所数等の基準を法律は定めていない。閉鎖地域は概ね高齢者が多く、投票の為の遠隔地への移動は、身体・精神的負担を伴うことも少なくない。そして、事は投票の機会に関わる。有権者の利便性を損なわないよう、国は多角的に対策を検討してほしいと結んでいます。

太子町においても、今回の選挙が49.2%で、前回より0.5%とはいえ、投票率が下がり、連続して5割を割り込んでいます。3年前に投票所を11ヶ所から5ヶ所に減らしました。この間、町長選挙、2回の参院選、町議選、衆院選、知事・府議選等の選挙がありましたが、依然として投票所が遠くなったので諦めたという高齢者の方とか、場所によっては、駐車場が狭いので行きにくい等の住民の声をお聞きします。

全国的には、投票所は減らしていますが、中心街や駅地下、ショッピングセンターや学校等、人の集まりやすい場所に投票所を設置してカバーしています。又、移動投票所としてワゴン車等で巡回して期日前投票を受け付けている所や、タクシーで無料送迎している所もあります。

太子町選挙管理委員会事務局として、11ヶ所から5ヶ所に減らした理由をお聞かせください。又、5ヶ所の投票所になっての変化と、畑・葉室地区の臨時期日前投票所の現状はどうなっているのでしょうか。更に、期日前投票が増え、衆議院選挙では、当日投票より期日前投票者が上回りました。期日前投票の動向をお聞かせください。

選挙前の町広報にはいつも、さあ、投票、選挙の主役はあなたです。とあります。投票所を11ヶ所から5ヶ所に変更する前の全員協議会への説明でも、選挙を何度かこなしながら、その都度、見直すとおっしゃっています。投票率の向上、選挙の主役である有権者が投票しやすくする為、新たな投票所や交通手段の確保の為の方策はお考えでしょうか。又、なり手の問題で、職員の不足、特に先の衆院選では、台風の接近と同時に投票日を迎えました。自然災害が多発する日本では、被害が出る度に職員不足が問題になっています。選挙を円滑に行う為にも、職員の確保は欠かせないのではないのでしょうか。

次に、選挙公報の配付についてお尋ねします。

今回の参院選では、テレビ、新聞等マスコミの報道が3割、4割も減り、低調との指

摘が識者の中にあります。知る機会が減ったことも低投票率に影響があったと考えられます。市町村で大きな違いが出ているのが選挙公報の配付です。選挙公示から投票日までの18日間で、太子町では、投票日2日前の金曜日にやっと配付されました。有権者の判断の機会が損なわれたのと同時に、期日前投票者の多くは選挙公報を見ることが出来ませんでした。近隣の千早赤阪村では、1週間以上前に公報が届けられています。2日前になった理由と、今後、改善はお考えでしょうか。

以上、選挙の投票機会を保障する為の改善について答弁を求めます。

○議長（中村直幸君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） 選挙投票の改善を求めるとご質問に対し、私の方からご答弁を申し上げます。

まず1点目の、投票所を5ヶ所に減らした理由につきましては、投票管理者や投票立会人等、選挙事務従事者の確保が非常に困難になっている状況にあり、加えて、投票事務の従事者である町職員にあっては、職務代理に従事する者は府政選挙、町選挙のそれぞれにおいて、投票権を有することが必要とされていることから、必然的に事務従事者の人員が限られてしまうこと、加えて、平成29年10月22日の参議院議員通常選挙執行中、台風21号に見舞われた例があるように、災害時における役場の管理体制を考慮すると、一層、人員の確保が厳しくなること、又、葉室・畑地区では、車庫を投票所としてご利用頂いていることで、投票事務従事者の健康面に課題があったこと、更には、投票所による有権者数や投票所間の距離の不均衡や、財源問題等が見直しの主な理由となっております。

2点目の、5ヶ所の投票所と臨時投票所の現状と、3点目の、期日前投票の動向についてのご質問でございますが、再編後の投票率は、国全体における投票率の低下と同様に、本町の各投票所においても低下傾向にあるものの、期日前投票における投票の呼びかけの啓発等の効果もあり、各種選挙における総投票数の約4割を占めるに至っております。結果として、期日前投票をご利用されている方が増加している状況にあります。尚、過去の国政・府政選挙における投票率を比較した場合、総投票数としては、ほぼ同じ投票率で推移している状況にあります。

又、葉室・畑地区で開設しております臨時投票所の状況につきましては、戸別の防災行政無線等の周知啓発により、投票率はやや上昇傾向にあります。

4点目の、新たな投票所や交通手段の確保についてのご質問でございますが、新たな

投票所の設置につきましては、町選挙管理委員会の決定事項である為、町選挙管理委員会において、選挙人の動向を見据えながら議論がなされていくものというふうに考えております。交通手段の確保につきましては、現在、検討されております地域公共交通の再編の中で、選挙人の利便性向上に繋がればというふうに考えております。

続いて、選挙公報の配付の改善をとのご質問でございますが、ご指摘のある公職選挙法の規定により、選挙公報は投票日の2日前までに、各世帯に配付することとされております。

選挙公報は選挙人が立候補者の情報を得る重要な媒体の1つと考えており、期日前投票制度の創設により、以前にも増して選挙公報を早期に配付する必要性が高まっていると認識をしております。そのようなことから、限られた期間の中で選挙公報が少しでも早くご家庭に配付出来るように努めると共に、本町のホームページへの選挙公報の掲載等、情報提供の検討を考えて参ります。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 選挙の主役は有権者です。太子町として、職員不足が投票所の減少の一因というのであれば、職員数を増やすべきです。又、投票所の問題では、特に太子集会所は、投票所として利用しづらいと聞いております。改善出来ないでしょうか。そして、移動手段の問題では、地域公共交通の充実が進められていますが、選挙での利用とワゴン車の活用は出来ないでしょうか。更に、選挙公報配付では、千早赤阪村では町会・自治会の協力を得ていますが、太子町でも住民との協働を検討すべきではないでしょうか。

以上の要望を含め、選挙管理委員会事務局が選挙投票の機会改善に努力されることを求め、次の質問に移ります。

人口の高齢化が進むもとの、安心して利用出来る介護保険を構築する重要性が増しています。2000年に始まった介護保険制度は、保険料の値上げが繰り返されている上に、法の改定による利用抑制と負担増が強いられています。国が、この間、進めた要支援1・2の方の介護保険外し、市町村の事業化、ホームヘルプサービスの利用回数の制限、利用料本人負担を一定所得以上の人には、2015年に2割負担、昨年からは3割負担も導入されました。介護施設の不足、特別養護老人ホームの待機者が36万人等で、高い保険料を払っているのに、必要な介護を受けられない事態も広がっています。

国は総合事業で、費用の伸び率を75歳以上の高齢者数の伸び以下にしか認めない厳しい上限を設けています。この為、自治体は研修さえ受ければヘルパー資格なしでも訪問サービスが可能な緩和した事業のサービスや、更に安上がりな住民ボランティアのサービスで置き換えようとしています。又、自治体の判断でサービスが打ち切られる等、深刻な切り捨て等の問題も起こっています。

太子町では、2017年の介護保険等の関係法の見直しを受けて、どのように対応しておられるのでしょうか。地域支援事業、特に総合事業について、住民ボランティアの活動と確保の問題、安易なサービスの打ち切りは行われていないのでしょうか。専門家は、単なる家事代行では、利用者の生活意欲の喚起や認知症等の早期発見が出来ない。ヘルパーによる専門性のある生活援助によって、生活の再生、悪化の防止につながると指摘しています。住民の期待に応えられるものになっているのか、お聞き致します。

又、利用料の本人負担の増による影響や福祉用具貸与の抑制はあるのでしょうか。特養の待機者の状況をお聞かせください。更に、社協との連携による認知症総合支援事業の取り組みについての答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 安心して利用出来る介護保険をについて、私の方からご答弁を申し上げます。

まず、介護保険法改正と本町の取り組み状況等についてでございます。

本町の介護予防・日常生活支援総合事業、所謂総合事業は平成29年4月より開始し、2年半が経過したところでございます。

総合事業は市町村、所謂保険者ですが、その裁量に委ねられる部分が多く、本町におきましても、太子町版の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めているところでございます。

要支援者の方を含む事業対象者に対する訪問型サービス、通所型サービスにつきましては、新しい総合事業の開始当初より、介護相当サービスをベースとし、他の市町村で実施されております緩和した基準によるサービスは実施しておらず、今後も導入の予定はございません。

又、サービスの提供につきましては、自立支援や重度化防止等の基本的な考え方のもと、利用者に真に必要な支援は何かを見極め、一人ひとりの状況に合った支援を利用者の自己決定に基づき行うことが重要であることから、認定申請やサービス利用の抑制も

行ってはおりません。

次に、近年の介護保険制度変更に伴うサービス利用における、平成27年8月からの利用者負担2割の導入、又、施設サービス費の食費と居住費等の負担軽減限度額の要件見直しによる影響でございますが、当時の認定者数やサービス利用全体の増減にも関係致しますが、サービス利用者数や給付実績が若干の減少となっております。

尚、平成30年10月からの、一定回数以上の生活援助中心型サービスを位置付けたケアプランの市町村への届け出義務や福祉用具貸与の上限価格の設定による影響については特にありません。

次に、特別養護老人ホームの入所状況でございますが、本年4月1日現在、町内の広域型特養と地域密着型特養の2施設共に満床の状態であり、待機状況については、広域型特養におきまして61件、うち町内が37件というふう聞いてございます。

次に、本町の地域包括ケアシステムの構築への取り組みでございますが、第7期事業計画の基本目標である、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向け、自立支援、介護予防、重度化防止の推進と共に、医療や介護、生活支援等が一体的に提供されるシステムを目指し、取り組みを進めております。

このシステムを実現する為には、地域住民、関係団体、各事業所、社会福祉協議会及び行政等、全ての関係機関が有機的な連携により、取り組みを進めることが重要であると考えており、特に地域づくりからの支え合い勉強会を土台とした、高齢者交流サロンやSASAE愛太子協議体による住民主体の地域づくりにより、生活支援体制を更に充実すると共に、認知症初期集中支援チームの活性化等、認知症高齢者への支援や虐待防止、見守り体制等の整備についても継続した取り組みを行っているところでございます。

又、社会福祉協議会との協働による地域づくりにつきましても、本年5月の連携協定のもと、生活支援コーディネーター事業を始め、地域力強化事業、多職種連携事業等、より積極的に展開しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 太子町では、専門職の採用やアルバイト職員も配置し、地域支援事業を進めています。住民に応える努力をされています。

しかし、政府は、来年の通常国会に提出予定の介護保険法改定案の策定に向けて、議

論を本格化させています。要介護1、2の人の生活援助を保険給付の対象から外すことや、利用料2、3割負担の対象者を広げること等を検討しています。

介護保険では、必要になっても使えない、費用負担が出来ず利用を控えること等が、今も大きな問題になっています。厚労省が検討する方向は利用者、家族に一層の苦難を強いるものです。

現在、要支援1、2の訪問・通所介護は、自治体による総合事業に移されましたが、不安を残しているのが実態です。そのもとで、新たに要介護1、2まで保険給付の対象から外すというのは極めて乱暴です。又、原則、1割負担の介護利用料を、2、3割負担を増やし、2割以上負担が原則化されるようなことになれば、経済的負担に耐えられない人が介護サービスから締め出されます。更に、ケアプラン作成の際の利用者負担の導入も狙っています。介護保険利用の出発点であるケアプラン作成の有料化は、利用抑制の加速を決定的にするものです。

介護の社会化で始まった介護保険ですが、介護保険法改定は、老老介護や虐待、介護離職が後を絶たず、保険あって介護なしの状態を進めるものとなっています。今後の法改定に向けて、介護保険を実施する自治体としての対応、国に対してどのように働きかけるのか、お聞かせください。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 引き続き、私の方からご答弁申し上げます。

介護保険制度につきましては、3年ごとに見直しが行われ、現在、国において全世代型社会保障の実現に向けた改革が本格化すると共に、介護保険の見直しにつきましても、社会保障審議会や財政制度等審議会において検討されているところでございます。

何れに致しましても、今後も国の動向を十分注視しながら、介護保険制度がこれからも安定的に持続出来るよう、様々な課題に対しまして、町村長会等を通じて大阪府や国に働きかけると共に、引き続き、国の制度設計に柔軟かつ的確に対応し、町で取り組むべき施策について地域住民と共に考え、又、地域住民の力で作る太子町版地域ケアシステムの構築に取り組んで参りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 安倍政権は全世代型社会保障検討会議を設置しました。主要な検討対象の1つになっているのが、介護保険の利用者負担の引き上げです。負担増に耐え

切れず、サービス利用を諦める人が少なくないことが、厚生労働省の調査でも判明しています。この実態を無視し、負担増の議論ばかり先行させることは、国民の願いに逆らうものです。

国に対して、住民の暮らしを守る立場から介護保険制度を実施する自治体としての責務を果たす為、一層、情報発信と要請をされることを求めます。又、介護保険は自治体の自治事務です。介護保険事業の充実と、独自に介護保険料、利用料の軽減・減免を進めることを要望致しまして、質問を終わります。

○議長（中村直幸君） これにて阪口議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩と致します。

（午前10時19分 休憩）

---

（午前10時30分 再開）

○議長（中村直幸君） それでは、再開致します。

次に、4番目と致しまして、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔6番 西田いく子君 登壇〕

○6番（西田いく子君） 通告に基づきまして、2つ、一般質問を行います。

まず1問目、外出支援、介護予防等、福祉施策と公共交通の充実を総合的に。この件について質問を行います。

昨年の2018年4月12日に第1回太子町地域公共交通会議が開催され、1年かけて太子町地域公共交通網形成計画が策定され、今年度、2年目の地域公共交通会議で太子町に合った地域公共交通について議論が重ねられているところです。

住民の声、住民の意見を聞くとのことで、7月4日の社会福祉協議会での説明を皮切りに、葉室、山田、畑、春日、太子地区、最後に9月15日、全住民を対象とした説明会も開催された他、小川会長が、どこにでも出かけて説明します。と会議でもおっしゃっていましたが、広報にも書かれてありましたので、太子町に循環バスを走らせる会でも説明会を開催して頂きました。昨年度はワークショップも開催されていますし、住民の声を聞く場を設ける努力がなされてきていると思っています。頂いた住民の声をこれからどう生かすかが問われることとなります。そこで、まず、現在の状況についてお尋ねします。

私も福祉センターと畑地区以外の説明会に全て参加させてもらいましたが、全体に対する意見と共に地域ごとの意見がありました。各地区説明会でお寄せ頂いた意見は、どのような意見がありましたでしょうか。又、意見を受けて検討していること、反映したいと思っていることがあればお聞かせください。

大字地区集会所ごとの説明会を小まめに開催して頂いておりますが、お気づきかと思いますが、今回の新路線を走らせる為に、バス停の設置等で意見を聞かせてもらいたい聖和台地区での説明会が開かれていません。9月15日の小川会長の話では、太子町が聖和台だけを排除しているのではなく、太子町が説明会を開催してほしいとお願いしても、聖和台地区の方から断られているとの話がありました。会場に沢山いらっしゃっていた聖和台の住民の方々からは、聖和台でも、是非、開いてほしいとの声が上がっていましたし、いらっしゃいました連合会長さんの方からも、聖和台が行ったアンケートでも、今後、バスを歓迎する住民が多数を占めたとの結果が出たと報告もありました。そこで、その後、聖和台で説明会を開いてほしいとの申し出は、聖和台の方からあったのでしょうか。もし進展があれば教えてください。

基幹交通と支線交通の考え方で進められてきましたけれども、基幹交通である金剛バスの新路線が先行して、早くて年内、遅くとも年明けには本格運行されるとのことですが、基幹交通について、金剛バスの新路線はどこまで具体化しているのでしょうか。バス停の新設検討場所や数、基幹交通について、地区ごとの特徴があれば教えてください。又、来年の6月から予定の支線交通についてもどこまで考えられているのでしょうか。答弁をお願い致します。

又、これまでの説明の中で、実証運行をする際、今走らせている福祉センターバスも乗り合いワゴン車も一旦止めるとの説明があったので、住民の方からは、なくなったら困る。病院に行くのにワゴン車を利用していたのにどうすればいいのか。買い物にも不便だ。等の声が上がっています。基幹交通が走ると支線交通実施時期が半年ほどずれました。

そこでお尋ねします。来年6月までの運行形態はどうなるのでしょうか。6月までは、変わるの金剛バスの新路線だけで、福祉センターバス、乗り合いワゴン車は現行通り走って頂けるのでしょうか。この9月議会の補正予算に公共交通促進事業負担金、割引チケット分として、247万5千円が計上されています。このチケットはどう使われるのでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） 外出支援、介護予防等の福祉施策と公共交通の充実を総合的にとのご質問に対しまして、私の方からご答弁申し上げます。

まず、説明会につきましては、7月4日、5日に福祉センターの利用者をスタートに、各地区での地元説明会と共に、9月15日には万葉ホールで全体説明会を開催させていただきました。今後も必要に応じて行って参りたいというふうに考えております。

聖和台の説明会にはということでございます。昨日、ちょっと連合会長の方と協議をさせていただきます、10月の早い時期での役員会にて協議を行っていくということでございます。

説明会では、先の6月10日に開催された議会全員協議会にてご説明を申し上げました、太子町地域公共交通網形成計画における基本方針及び目標達成の為の施策に基づく太子町地域公共交通再編案についての説明をさせて頂いたところでございます。

基幹交通のバス停の位置に関しましては、バス停位置は、現状、確定したものではないこと等から説明会では具体的な位置を示しておりませんが、現在のところ、六枚橋のバス停を役場前へ移設することを含め、聖和台地域に5ヶ所、磯長台地域に1ヶ所、和みの広場前、又、既存の路線とも重なりますが、葉室のいきいき交流広場の前、JA大阪南営農センター前付近での検討、調整を行っているところでございます。

又、基幹交通の路線ではございませんが、太子地区における既存路線の太井川バス停と太子四ツ辻バス停の間で1ヶ所、梅川橋から太子西条線までの間で1ヶ所の新設のバス停についても、現在、検討、調整を行っているところでございます。

支線交通に関しましては、説明会では、バス停では出来るだけ乗りやすい場所を望む意見や、福祉センター利用者の無料チケットの枚数制限はあるのか、畑・山田地域から上ノ太子駅までの直通便を実現してほしい等、様々なご意見を頂いておりますが、反映出来るもの、出来ないものもありますが、今後、開催予定の地域公共交通会議にご報告を申し上げた上で、実証運行に向けて、より具体的な検討を進めていくこととなります。

次に、来年6月を目処に進めている支線交通の実証運行につきましては、まず、基幹交通の本格運行を年内の12月と申し上げておりましたが、新路線となる聖和台地域の意向調整で遅延も余儀なくされている中、金剛自動車により開始されることとなりますが、福祉センターバス、予約型乗り合いバス・ワゴンにつきましては、支線交通の実証

運行まで引き続き現状通りの運行ということになります。尚、畑・山田地域から上ノ太子駅間での運行について、朝夕各1便程度になる新路線として、金剛自動車において、現在、検討されていると聞いております。

又、金剛自動車による基幹交通の本格運行にあわせて創設するお出かけ支援制度として、70歳以上の方が路線バスを利用される場合、1回につき100円を割引く為のチケットの発行、又、金剛バスを乗り継ぎ利用する場合に発生する、乗り換え後の初乗り運賃相当額について、町が発行するチケットにより割引きし、運賃軽減を図るといった、これらの助成制度に必要な予算を今議会に提案しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 今、説明会をこの間やってくれたことに対して、頑張っているなど評価したんですけれども、今後どうするのかということでは、必要に応じて説明会を開きたいとおっしゃって頂いたので、確認です。山田の説明会の時には、金剛バスが朝夕、通勤・通学の為に走るかもしれないということに対して、住民さんの方から再度、説明会を開いてくれるんですか、この地域でと言った時には、山田は最初の方でやったからなのかもしれませんけれども、それはまだ考えていないということで、この会議に来てもらえば聞くことが出来るし、議事録も見ることが出来るという答えだったんです。会議を聞くだけ、議事録を見るだけでは発言の機会はありませんので、是非、一度と言わず二度でも三度でも説明会を開いてもらおうというのうれしいんですけれども、その山田に来られた方は進展した話を知らないと思いますので、会議に来てくれたらいいとおっしゃいましたので、そうであるならば、来た時に発言の機会ぐらい与えて頂きたいと思うんです。ですから、傍聴席から発言を許す考えはないでしょうか。このことだけちょっと追加で答弁をお願いします。

支線交通の実証運行を始める予定で、6月までの状況を、今度は6月以降にどう反映するのでしょうか。今ある福祉バス・ワゴン車は実証運行までは、そのまま走らせてとおっしゃって頂きました。そうであるならば、金剛バスが新路線を走らせた分、これまでに比べて公共交通は前進したと言えると思います。だから、今ある福祉センターバスも乗り合いワゴン車もこのまま走らせ続けてくれれば、住民の方の不安もなくて一番いいと思うのですが、如何でしょう。

ただ、この間の説明会の資料で示されてきました畑地区、山田地区、ここも空白地域

になっておりますので、1時間に1本走らせる予定の、ちょっと資料は皆さんのお手元にはないでしょうが、水色で表された支線交通、これは現状のままでいけばありませんけれども、現状のままで推移すれば、この地域だけは不便なままになりますから、支線交通で示された1時間に1本走る公共交通の確保は必要です。この不足分だけを6月以降に新たに確保することだけを検討してもいいのではないかと思います。だから、太子町が今までやってきた福祉施策を削る必要はないのではないのでしょうか。

この話は議会の議員の方もご存じか知らないんですけど、公共交通会議でも会長さんは、そこでは発言していなかったと思うんですが、説明会で、地域公共交通を走らせるのに町は一体どれぐらいお金を使えると考えているのか、このような質問をされた時に小川会長は、何か1千500万円まででやってくれと言われていると答えていました。福祉センターバスとワゴン車で約1千万円かかっている。がこれまでの町の答えだったと思うんです。又、町長は、ワゴン車を2台でも3台でも走らせたい、この考えを公の場で伝えております。畑・山田の狭い道にはバスは入りませんから、増やせばいいというワゴン車を1台増やしてこの地域で走らせれば、十分、1時間に1本の交通の確保が出来ると思うのですけれども、如何でしょうか。

支線交通を走らせる乗り物は、福祉センターバスの利用を考えているとの話もありましたが、これを使ったら、社会福祉協議会が実施している福祉センターバスを利用している買い物ツアーはどうなるのでしょうか。バスがなければ行くことが出来ません。高齢者の楽しみを奪うようなことになってもいいのでしょうか。それとも、この制度を残そうと思えば、買い物ツアーの度にバスを借りるとでも言うのでしょうか。

支線交通を考えるに当たっては、時間的余裕が出来たのですからじっくり考えて頂きたいと思います。有料が基本だとか、公共交通を利用出来る人、公共交通の利用が困難な人との分け方には疑問を持っております。有料が基本では、お金のない人は利用が困難になるのが明らかです。今利用出来る人が利用出来なくなっているのでしょうか。

又、公共交通を利用出来る人、公共交通の利用が困難な人と分けますが、公共交通を利用出来る人ということで、乗り合いワゴン車から締め出された方は、地域支え合いの移動サービスに流れることになります。

地域支え合いの移動サービスを担っているのは、寿喜菜の会やプラスワン、桜草クラブ等、心ある人、ボランティアで活動されている団体の方々です。現在のワゴン車利用から締め出される人、又、今後更に高齢化が進み、増えるであろう利用者を考えた時、

地域支え合い型の移動サービスで、利用したいと思う人全てが利用出来る移動サービスを提供出来ると考えているのでしょうか。

循環バスを待ち望んできた住民の方が心配しているのは、今より便利になる、利用しやすい公共交通になるのかならないのかということです。持続可能な公共交通の名のもと、8月広報で小川会長の文章に示されたような、邪魔くさい、不便と思われても仕方ありません。総合福祉センターを利用されている方には、少しばかりの不便をおかけすることになります。このような公共交通が、太子町の住民が望む太子町らしい公共交通なのでしょうか。基幹交通を新路線を作って、担って頂く金剛バスには、車を手放して利用する人や観光客、通勤、通学客をいかに増やすかで貢献することは大切だと思いますが、その為に福祉施策を手放すようなことがあってはならないと思います。

来年6月から実証運行を始めようと考えている支線交通は、そろばんをはじく企業では出来ない公共交通で、住民目線が最も必要な部分となります。それは福祉と大きく重なる部分でもあり、住民福祉の向上を目指す自治体が力を発揮出来る大切な部分です。是非、町長にお答え願いたいです。福祉施策、外出支援として始まった乗り合いワゴン車は、2台でも3台でも走らせた。これが町長の言葉だったのではないのでしょうか。町長がそう言っているのに、不便をかけても仕方がないというような進め方でいいのでしょうか。町長の言葉に変わりがないのなら、金剛バスが走ることは切り離して考えるべきではないのでしょうか。町長の答弁をお願い致します。

○議長（中村直幸君） 副町長。

○副町長（松村勝之君） いくつか質問を頂きました。私の方からご答弁を申し上げます。

まず、地域公共交通における発言の機会はどう考えるのか、又、傍聴からの発言を許す考えはとのご質問でございますが、地域公共交通会議の傍聴における発言権につきましては、会議進行上、認めることは困難であるというふうに考えております。しかしながら、先程も申し上げましたように、地域公共交通におきましては、住民の皆様の声や意見を聞く為に、対象地域公共交通再編案について、説明会を福祉センターを皮切りに、各地区で説明会を開催したところであります。今後におきましても、必要に応じて説明会の開催を検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

又、支線交通の実証運行につきましては、福祉センターのバスの再編と共に、新たに公共交通空白、そして不便地域である畑・山田地域と役場間のアクセス強化並びに利便

施設等をつなぐ路線として検証を進めておりますが、先程も申し上げましたが、地区説明会等でのご意見を踏まえながら、今後、実証運行に向け、事業費等も含め、より具体的な検討を地域公共交通会議において検討を進めながら、引き続き、議会と共に十分協議し、相談をしていきたいというふうに考えております。

次に、お買い物ツアーはどうかということでございますけれども、本町の地域福祉の推進につきましては、太子町の社会福祉協議会と本年5月に連携協定を締結致しまして、将来的な展望を共有した上で、相互の役割を分担しまして、連携協働し、進めているところであります。

ご質問のお買い物バスツアーにつきましては、総合福祉センターの指定管理者である社会福祉協議会が、28年7月より社会貢献の活動の一環として実施している事業であり、現在、月1回、20人以上の方々に参加されるというふうに聞いております。本事業は、今回の地域公共交通の再編により、現在の福祉センターのバスを支線交通のバスとして利用する為、お買い物バスツアーはどうかということなのでございますけれども、先程、質問頂きました福祉施策と絡み合って進めていく事業だというふうに考えておまして、今後も介護予防の必要な高齢者の皆さんが、買い物出来る機会を確保する為、買い物リハビリと高齢者交流サロン、集いの場を兼ねた一般介護予防事業として、仮称でございますけれども、サロン送迎事業により継続出来ないかと、現在、検討を進めているところでございます。

尚、この（仮称）サロン送迎事業につきましては、総合福祉センターを含む8ヶ所の交流サロンの集いの場へ自力で行くことが困難な方について、相談・登録の上、利用して頂くシステムというふうに検討しております。

又、公共交通での移動が困難な方と困難でない方ということなんですけれども、住民主体による地域支え合い型の移動サービスへの支援体制を更に充実し、多くの高齢者が気軽に外出出来る地域づくりを進めることを目指しており、S A S A E 愛太子協議体を始め、社会福祉協議会、行政等が一体となった取り組みを引き続き進めていきたいというふうに考えております。

又、外出支援の相談窓口の新設につきましては、その方々に見合った移動手段を含む自立支援全般について、地域包括支援センターと連携し、支援することとしております。

最後に、福祉施策である高齢者の外出支援につきましては、現在、地域公共交通との連携による、よりよい高齢者外出支援を検討しているところであります。基幹交通の強

化、支線交通の確保を始め、総合福祉センター利用者支援制度、70歳以上の方を対象とした、お出かけ支援制度及び地域支え合い型の移動サービスへの支援も含め、高齢者の介護予防や外出支援策を後退させることなく、地域公共交通等の実証運行もしっかりと検証し、福祉サービスも含め、総合的に検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 太子町の地域公共交通再編であるならいいんです。それもよくなる再編であつたらいいんですけれども、再編が改悪にならないか、それを心配しているんです。そうならないようにお願いします。

よりよい外出支援は考えていきたいということですが、チケットは70歳以上です。社協を利用されている方は概ね60歳以上ですから、でしたら、このチケットも60歳以上にするとか、ワゴン車は、今、65歳以上から利用出来るのですから65歳以上にするとか、今回、なぜ70歳以上に変えたのかというのも疑問なのですけれども、そういったことも、いま一度、しっかり考え直して頂きたいと思います。

金剛バスが新たに路線を増やすことで、朝夕の上ノ太子駅前、これもどうなっていくのかが心配になっているので、ちょっと要望しておきますけれども、今より金剛バスの発着が増えることになると思いますので、送り迎えの車は、太子町の人が、大分、子ども達を送ったりしているんですが、この送り迎えの車はすぐ帰っていくんですけれども、又、上宮太子学園は、最初は駅前にバスをとめておりましたけれども、混むこともあつて、上宮太子学園は、駅前から少し離れた所にバス停を作ってくれているんです。ただ、智辯奈良のバスが駅前を利用しておまして、バスがとまっているだけならまだいいのですけれども、堺ナンバーですとか、遠くから送り迎えの保護者の方がいらっしゃって、暑い時は車の中でバスが来るまで待っている等、又、登下校を見守る職員さんも車を停めておられて、どうしても混雑しています。金剛バスがバス停まで入ってこられないこともあつて、なかなか危険だと思っているので、この点は、是非、改善を申し入れて頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

先程から、説明会はこれからも重ねていくということですので、是非、お願いします。傍聴席から質問されたら会議もやりにくいとは思いますが、でしたら、今回の会議を傍聴してどのようなご意見を持ちましたかとか、そういうアンケート用紙を置くとか、そういった改善はやって頂けたらなと思います。

これからも住民の声を十分協議して考えていくと言ってくれましたので、これからの住民の声の集め方や声の生かし方に期待致します。

又、決算の常任委員会でこういった決算の説明がありました。担当の課長の方からは、地域公共交通は住みやすいまちを作る為の大きな柱になる。とおっしゃって頂いたんです。本当にその考えで進めて頂きたいと思うんです。ですから、町長の言葉で聞きたいんです。ワゴン車が最初に走った時も、これが住民の皆さんに喜んでもらって、満車になって、2台、3台走ってくれたらうれしいとおっしゃいましたし、万葉ホールで何か集まりをした時も、みんなに向かってそうおっしゃったんです。ところが、町長の思いと小川会長が言っていることがどうしても私には重ならなくて、いやいや、我慢してもらわんと。そうやないとお金やっていかれへん。1千800万円まででやらなあかんねんみたいなことを言われているんですけども、それはちょっと町長としても心外ではありませんでしょうか。その件では、ワゴン車はこれだけ喜ばれて使われているんですから、それが片一方で2台、3台になって福祉施策が充実することは、公共交通の再編と何ら齟齬するものではないと思いますので、今一度、答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 町長。

○町長（浅野克己君） 町の福祉施策の考え方ということだというふうに思うんですけども、高齢者の外出支援につきましては、去る平成26年6月の山田議員の一般質問に対しまして、高齢者の自発性を促し、生きがいを持って生きる為の事業と致しまして、予約型乗り合いワゴンの運行をお約束し、現在も試行運行を行っているところでございます。又、平成28年9月の地域づくりからの支え合いフォーラムでの予約型乗り合いワゴンの充実につきましては、当時、高齢者外出支援の更なる発展との思いからの発言をさせて頂いたのを記憶致しております。

この間、先程、副町長がご答弁を申し上げましたが、町の将来を見据えた地域公共交通の検討を含めまして、交通弱者への支援、とりわけ高齢者への外出支援策についても見出しているところであり、決して後退をさせるつもりではないところでございます。

何れに致しましても、地域にとって望ましい地域公共交通のあり方につきましては、その地域の状況が時代と共に絶えず変化していくことから、これで終わりというものではなく、継続的な検証が求められるものというふうに考えております。

今回、地域公共交通会議で承認されました地域公共交通再編案につきましては、まさに公共交通と福祉施策を総合的に推進する為の第1段階であり、実証運行の状況等も踏

まえながら、引き続き、より多くの住民の方にご利用して頂ける持続可能な地域公共交通の構築に向けまして、地域公共交通会議において検証を行うと共に、検討を進めることとなりますが、議会とも十分、議論を重ねて参りたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） では、2問目、加齢性難聴で補聴器が必要となった高齢者の為に相談窓口の設置と購入補助をについて質問致します。

全国で100歳以上の高齢者が、7万1千238人に上るとの発表がありました。2018年から1千453人増え、49年連続で過去最高を更新しております。初めて7万人を突破しました。19年度中に100歳になる人も3万7千5人と過去最多です。

年齢を重ねるうちに、どこかしら身体的な衰えが現れるのは仕方がないことです。加齢性難聴とは加齢によって起こる難聴で、年齢以外に特別な原因がないものです。加齢性難聴は誰でも起こる可能性があります。一般的に加齢と共に高い音から徐々に聞こえにくくなり、50歳頃から始まり、65歳を超えると急に増加すると言われています。その頻度は60歳代前半では5から10人に1人、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上との報告もあります。年のせいだからと放置していると、外出先で危険に遭いやすい、災害時の警報が聞こえない等、様々な危険が生じます。

耳が聞こえにくくなって、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者にとって、なるべく早い補聴器の使用が聞こえの改善にとって大切です。ところが、現在、国の補聴器購入への助成は、障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが、70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象となっており、加齢性の中度の難聴者の補聴器購入には助成制度がありません。しかも補聴器は20万円から50万円と高額でもありますし、せっかく購入しても雑音がうるさくて役に立たないとの苦痛から使えない等、耳が聞こえないまま生活を送る高齢者が増えています。聞こえにくいことで人が集まる場に出ることがおっくうになり、引きこもる高齢者が生まれています。

政府は認知症施策推進大綱を決定致しましたが、その中で、難聴は認知症の危険性を高める可能性がある要素、所謂危険因子であると述べられています。介護保険でも、先程、阪口議員の質問にありましたが、認知症総合支援事業に取り組み、認知症予防が進められています。認知症のリスクとなる難聴の高齢者をなくすことが大切ではないでしょうか。

日本共産党の大門実紀史参議院議員が3月20日の参議院財政金融委員会で、加齢によって起こる難聴に対して、補聴器購入の補助制度を創設するよう国に求めたところ、厚労省は、補聴器を用いた聴覚障がいへの補正による認知機能低下予防の効果を検証する為の研究を推進すると答弁しています。又、麻生財務相は、厚労省から提案がまだないが、やらなければならない必要な問題。と述べています。

そこでお尋ねします。太子町として、加齢性難聴でお困りの高齢者の実態は把握しているのでしょうか。認知症予防、高齢者の生活の質を高める為にも補聴器購入補助の実施を求めます。答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 補聴器の相談窓口の設置と購入補助について、私の方からご答弁申し上げます。

ご質問の中にもございましたが、難聴を含む聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象者は、両耳の聴力レベルが70デシベル以上又は、一方の聴力レベルが90デシベル以上とされており、この方々を対象として必要と認められる時に、日常生活の能率の向上を図ること等を目的として、補聴器購入の助成を行っているところでございます。

本町では、本年7月1日現在で37人、うち65歳以上は24人となっておりますが、交付対象者の聴力レベルを下回る、所謂中等度の難聴者は、身体障害者手帳の交付対象とされない為、その人数は把握してございません。

尚、質問にもありましたが、現在、国において聴覚補正機器を用いた認知機能低下に対する予防的介入効果研究が行われているところであり、今後も国の動向を注視することとしておりますが、現時点において、中等度の難聴高齢者に対する補聴器購入助成については考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 2017年の国際アルツハイマー病会議において、専門家メンバーによって構成された認知症予防介入及びケアに関するランセット委員会で、予防出来る要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘がされています。政府が発表しました認知症施策推進大綱も、こういった世界の流れが反映されたものだと思います。

認知症の予防の1つだとも考えて、加齢性難聴で引きこもりがちになっている高齢者

はいないのか、実態調査に取り組んで頂くことと、加齢性難聴はゆっくりと進行する為、自覚しにくく、気付くのが遅れがちになります。早期の補聴器使用につなげる為には、早期発見が必要です。その為の聴覚検査が重要であり、健診メニューとして取り入れることも検討して頂けたらと思います。要望しておきます。

又、補聴器購入補助ですけれども、共産党が調べたところでは、全国で少なくとも20の自治体が補助制度を実施しているとのこと。東京都江東区では4万5千円の2種類の補聴器を毎年400個予算化して、年間約380個の支給実績があるそうです。静岡県長泉町では、2013年4月から高齢者支援の新しい制度としてスタートし、実施要項には、聴力機能の低下がある高齢者に対し、高齢者の生きがいくつりと生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とし、対象者は町に住民票のある65歳以上、両耳の聴力が50以上70デシベル未満、障害者総合支援法による補聴器支給の対象にならない人となっております。申請は1人につき1回のみで、支給額は購入費の2分の1以内、上限3万円とのこと。

今、関西や近畿圏で助成を実施している自治体は見当たりませんが、実施20自治体の資料はお渡ししていますので、まずは研究して頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、聞き取れなくて困っている人、購入したけれども使いこなすことが出来ない人への相談窓口を設置出来ないのか。これをお尋ね致します。

太子町には残念ながら耳鼻科がありません。補聴器は、本来は耳鼻科で専門の医師の診断のもと、購入するのが望ましいのですが、身近に耳鼻科がないことや、診察室での待ち時間が苦痛だということもあって、店舗で購入する方が多数を占めます。お店で買ったけれども補聴器が役に立たないと、購入後、病院に来た人の補聴器を調べると、聞こえに必要な音量になっていない、調整が行われていないものばかりだったそうです。多くの利用者が補聴器の調整が十分ではなく、使いこなせていない実態があります。先生は購入後の調整が大切だとおっしゃっています。先程、紹介致しました東京都江東区では、補聴器の現物支給に加え、週に1回、区役所で低所得者を対象に補聴器の調整を実施しているそうです。

そこでお尋ね致します。生活の質を向上させる為に聞こえの助けとなる補聴器、集音器等も含めて、この紹介や、江東区のように、補聴器を購入した人の為に補聴器の調整をする等、相談窓口を設置するお考えはないでしょうか。

又、個人の暮らしの質を上げることに對して補聴器はとても有効ですけれども、自治体として出来ることに、磁気ループの設置があります。補聴器をつけているので一対一の会話には不自由していないのですけれども、集団の中に行くのは、やっぱり音が割れて雑音が増えるので行きたくないとおっしゃる高齢者がいらっしゃいます。今年の敬老会は、大字集会所ごとに行われましたから、私の知っているその方は、家の近くでもありますので、是非、敬老の集いに行つて楽しんできたらとお誘い致しましたが、結局、参加されませんでした。磁気ループは補聴器を付けている人の聞こえの助けになるということです。2018年6月議会で太子町にも磁気ループの設置を求めましたが、その後、どうなつているのでしょうか。答弁をお願い致します。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 引き続き、私の方からご答弁申し上げます。

加齢性難聴の高齢者の実態調査につきましては、質問の中にもご要望等がありましたけれども、高齢者相談等を通じて把握に努めたいと考えております。又、その方々に対する相談や支援につきましては、既設の集音器の活用や、より聞きやすい環境を確保出来るよう、個室による個々の対応等を行う等、従来通りの丁寧な対応に引き続き努めて参りたいというふうに考えてございます。

又、以前の質問にありました磁気ループの配備につきましては、近隣市町村で導入されています団体を参考にする等、引き続き調査研究して参りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 是非、磁気ループは調査研究してください。

一体どれぐらいかかるのかなと思つてインターネットで調べてみたら、大きなホールなんかは設置型で動かさないのもあつて、それは高額なんですけれども、太子町なんかはそんなに大きなホールもありませんし、会議室のような場で使うことが多いかなと思つて。持ち運び型の携帯型でしたら20万円ほどでインターネットでは紹介されておりました。ひきこもりの高齢者の方に外に出てもらふ為の方策として、是非、検討をお願い致します。

2019年日本補聴器工業会の調査によりますと、2018年の補聴器1台当たりの平均購入金額は約15万円で、収入が少なくなつていく高齢者にとって、負担が重過ぎ

ます。日本と欧米を比べると、難聴の人の割合は人口の1割前後とほぼ同じですが、補聴器の使用率は、日本が14%なのに対し、イギリス48%、フランス41%、ドイツ37%、アメリカ30%と、日本とは倍以上の格差があります。公的な補助があるかないかが明暗を分けていることは明らかです。

憲法第25条で、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、全ての人々が健康でいる権利が定められており、その第2項では、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと、行政に義務を課しています。

補聴器は他の補装具に比べてもかなりの高額であり、公的な支援が欠かせません。是非、国に補聴器購入の補助制度創設を強く求めると共に、太子町としても、是非、購入補助、相談窓口の設置等、聞こえのバリアフリー化を進めて頂きますよう要望致しまして、私の質問を終わらせて頂きます。

○議長（中村直幸君） これにて西田議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

本日の日程はこれで終了致しました。

尚、最終本会議は明日26日に再開させていただきます。再開通知は省略させていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い致します。

これにて散会と致します。

本日はご苦勞様でした。

（午前11時13分 散会）

【第 3 日】

令和元年 第3回太子町議会定例会会議録

令和元年9月26日(木) 午前 9時30分開会

◎出席議員(11名)

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	森田忠彦君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	中村直幸君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	福祉課長	松岡健一君
健康福祉部長	横田勝君	高齢介護課長	東條信也君
教育次長	田中清君	健康増進課長	松井靖君
秘書課長	堀内孝茂君	保険医療課長	子安逸二君
総務政策課長	奥埜哲生君	教育総務課長	池田貴則君
財政課長	吉田雅樹君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	学務指導担当課長	西野直美君
税務課長	林達也君	学校給食C所長	富田昌彦君
住民人権課長	米田正径君		

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

---

◎議事日程第3号

- 日程第1 認定第1号 平成30年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について  
(決算常任委員長報告)
- 日程第2 認定第2号 平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(福祉文教常任委員長報告)
- 日程第3 認定第3号 平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第4 認定第4号 平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第5 認定第5号 平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第6 認定第6号 平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(福祉文教常任委員長報告)
- 日程第7 認定第7号 平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(福祉文教常任委員長報告)
- 日程第8 議案第22号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第9 議案第23号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第10 議案第24号 太子町印鑑条例中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第11 議案第25号 太子町税条例等中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第12 議案第26号 太子町立幼稚園設置条例中改正の件(福祉文教常任委員長報告)
- 日程第13 議案第27号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）

日程第14 議案第28号 太子町消防団条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）

日程第15 議案第29号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）（予算常任委員長報告）

日程第16 議案第30号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）

日程第17 議案第31号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）

日程第18 議案第32号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告）

日程第19 報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）

日程第20 議案第34号 聖和台汚水排水処理施設に関する基金条例廃止の件（町長提出議案）

日程第21 議案第35号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第4号）（町長提出議案）

日程第22 議案第36号 平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）

日程第23 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員長・広報特別委員長・生涯学習施設建設調査特別委員長）

追加日程第1 付帯決議案第1号 議案第29号に対する付帯決議

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村直幸君) 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会の最終日を迎えた訳でございますが、各委員会におかれまして精力的にご審議頂き、厚くお礼を申し上げます。

本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。よって、これより会議を開きます。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございます。

ここで報告があります。

本日、森田議員他1名から、議案第29号、平成31年度太子町一般会計補正予算(第3号)に対する付帯決議案の提出がありました。

[「異議あり」の声あり]

○議長(中村直幸君) 会議を再開したところではございますが、ここで暫時休憩と致します。

再開は、放送にてお知らせ致します。

[「発言させてください、休憩前に」の声あり]

○議長(中村直幸君) どうぞ。

○10番(建石良明君) 今、議案第29号において付帯決議案が出されたという報告がありましたけれども、私の考えでは、付帯決議案はこの委員会において何ら議論されておりません。この本会議で行うということに関して議長の見解をお聞きしたいと思いますが、よろしく願い致します。

○議長(中村直幸君) ここで暫時休憩と致します。

再開は放送にてお知らせを致します。

(午前 9時33分 休憩)

---

(午前 9時59分 再開)

○議長(中村直幸君) それでは、再開致します。

先程の建石議員の発言にお答え致します。

全議員が出席されている予算委員会では、種々議論がなされた上、補正予算に対し疑義があり、森田議員からは反対の討論があり、西田議員からは意見を付けての賛成の討

論があり、委員会における採決においても反対の表明をされてきました。よって、本日付帯決議が出されることに問題はないと考えます。

それでは、ここで暫時休憩と致します。

再開は放送にてお知らせを致します。

(午前 10 時 02 分 休憩)

---

(午前 10 時 56 分 再開)

○議長(中村直幸君) それでは、再開致します。

日程第 1、認定第 1 号から日程第 18、議案第 32 号までの以上 18 件を一括議題と致します。

各議案は、去る 3 日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について順次報告を願うことに致します。

まず、決算常任委員長の報告を求めます。

森田議員。

[決算常任委員長 森田忠彦君 登壇]

○決算常任委員長(森田忠彦君) 決算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

認定第 1 号、平成 30 年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、審議において、総務部関係では、大規模商業施設の固定資産税の状況を問う質問に対し、平成 30 年度では、市街化調整区域の雑種地課税として、約 390 万円程度の課税があり、店舗等建物が築造されたことで、地目が雑種地から宅地になることや、建物課税や償却資産税により、平成 31 年度からは増えているとのことでした。

三世同居・近居支援補助金の給付状況を問う質問に対し、広報、ホームページで積極的に周知を図ったことにより、平成 29 年度よりも増加しているとのことでした。

新婚新生活支援補助金制度と啓発を問う質問に対し、対象者は夫婦共に 34 歳以下、かつ世帯所得が 340 万円未満で、新たに婚姻された世帯が対象となり、新たに住宅を借りる為の賃料・敷金・礼金、又、引っ越し費用等に対して助成を行うもので、国の施策でもある為啓発されているが、本町としても、広報、ホームページ、窓口も含めて積極的に啓発しているとのことでした。

マイナンバーカードの発行枚数と普及率についての質問に対し、令和元年 7 月末現在、

1千436枚発行しており、人口比率で10.8%となっており、今後においても、機会あるごとに啓発していくとのことでした。

女性の活躍、育成についての質問に対し、男女共同参画に基づき、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を平成27年度に策定しており、一定の目標をもとに女性管理職を登用していきたいとのことでした。

町税収納整理対策の取り組みを問う質問に対し、大阪府域地方税徴収機構と共に、平成23年度より徴収対策を進めており、平成27年度時点では、件数、徴収額も大きかったが、平成30年度では、困難事案が多く、全体的に徴収が難しくなっている。国民健康保険の保険料も含め、徴収率は62.8%となっており、今後も、徴収機構に引き継ぐ等して、徴収強化に努めるとのことでした。

健康福祉部関係では、ひとり親家庭医療費助成事業についての質問に対し、所得制限に関しては、児童扶養手当の一部支給停止の所得基準を準用しており、親と子の2人世帯では230万円未満の方が対象で、現在の対象者は約260名。内訳として、親が約100名、子どもが約160名となっている。

又、助成内容については、こども医療費助成事業と同じで、1日当たり500円、月2日までとする上限に加え、複数の医療機関を利用された場合は、月額2千500円が上限となっているとのことでした。

軽度難聴児補装具給付費についての質問に対し、18歳未満の方で、聴力レベルが30から60デシベル未満の方が対象となり、平成30年度に利用申請が1件あり、対象者の年齢は2歳でした。

高齢者の補聴器については、障害者手帳をお持ちであれば、日常生活用具、補装具等の対応で可能とのことでした。

太子町社会福祉協議会の買い物バスツアーについての質問に対し、太子町社会福祉協議会が社会貢献活動の一環として実施している事業で、月1回、20名以上の高齢者が利用しており、介護予防にも効果がある。利用者から、地域公共交通の再編によりなくなることはないようにとの要望があり、サロンの場として継続出来ないか検討を重ねているとのことでした。

胃の内視鏡検査についての質問に対し、昨年10月から開始しており、半年で66名の利用実績がありました。初めての試みの為、当初予算は多めにとっていたが、半年で66名の方に利用して頂いたという実績は、胃がん検診全体で見ても純増であり、無償

で行った効果があったと考えているとのことでした。

まちづくり推進部関係では、にごり池改修工事の令和元年度の予定内容についての質問に対し、東屋、植栽、照明、外周フェンス、国道との間の町道の拡幅工事等を予定しており、第三、四半期には工事を始めて行きたいとの考えであるということでした。

水防費の原材料費が全て不用額となっていることについての質問に対し、いつも土砂等の購入という形で予算計上している。上ノ太子みかん園前の町有地に土砂をストックし、その土砂を利用して水防資材として土のうを確保したり、土のうの他、必要な資材の購入等、有効に予算を活用していきたいとのことでした。

消費者相談事業負担金についての質問に対し、本町、富田林市、河南町、千早赤阪村の4市町村共同で行っている事業で、内容としては、消費者のトラブル、相談を受け、富田林市役所内にセンターがある。平成30年度は年間640件ほどの相談があり、本町に係る相談は53件あった。主な相談内容は、インターネット関係の相談、その他として、金融や保険サービスに関する相談があるとのことでした。

駅貼りポスター等作成委託料についての質問に対し、昨年10月に竹内街道、灯路祭りに関し、太子町を知ってもらうということで、有料広告として大阪阿部野橋駅構内にポスターを2週間、近鉄電車の車両ドア上部にステッカーを1ヶ月掲載。ポスター自体の効果検証は難しいものがあるが、来訪者の数ということで、竹内街道交流館の年度毎の記録で検証は実施しているとのことでした。

教育委員会所管の関係では、先生の働き方についての質問に対し、国、府からも指針が降りており、部活動は、平日1日と土日どちらか1日で週に2日は休めるようにしており、試合前等の場合、別に取得することで対応するとのことでした。又、夏季休業日を設け、8月13日から15日、町内の幼・小・中学校で先生に対し、休暇を取得するよう通知を行いました。勤務管理について、タッチパネルで出退勤が一目でわかり、自動的に集計出来るシステムを導入しており、4月、5月は勤務実績が増加しているが、それ以降は減少傾向が見られるとのことでした。

国指定史跡二子塚古墳保存整備事業についての質問に対し、昨年度は追加指定の為の調査報告書の印刷、整備していく土地の詳細測量、境界確定の測量を実施し、調査報告書に対し、保存検討委員会の審議を頂き、今年の1月に文科省に追加指定の申請書を提出。6月21日に文化庁の文化審議会から文科省に対し、追加指定については妥当であるという方針を頂いた。それを受けて令和元年10月中には正式に追加指定になるとい

うことで、現在、整備基本計画を策定中。それを元に令和2年度に基本設計を行い、令和3年度に実施設計に入っていく、早ければ令和3年度中から一部工事を行い、令和4年度末の整備完了に向けて進めているとのことでした。

討論においては、意見を付けての賛成討論があり、審議の結果、原案通り認定することに決しました。

以上です。

○議長（中村直幸君） 只今、決算常任委員長からの報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

辻本議員。

〔総務まちづくり常任委員長 辻本 馨君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（辻本 馨君） 総務まちづくり常任委員会に付託された議案について、審査の結果を報告致します。

認定第3号、平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、山田財産区からの地区振興補助金についての内訳を問う質問がありました。審議の結果、全員異議なく原案通り認定することに決しました。

認定第4号、平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、財産管理補助やため池、草刈り等に関する質問がありました。審議の結果、全員異議なく原案通り認定することに決しました。

認定第5号、平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、下水道の消費税増税と水洗化の質問に対し、増税に伴い下水道の使用料についても消費税は10%となり、水洗化率については、行政区域内人口は117人減少しており、処理区域内人口についても108名減少している。下水の接続については、平成30年度は5世帯の切り替えをして頂き、新たに39件、水洗化をして頂いたことによって、水洗化率が0.6%ですが増加しているとのことでした。

その他、整備計画や公債費についての質問がありました。

審議の結果、全員異議なく原案通り認定することに決しました。

議案第 2 2 号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件及び議案第 2 3 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件は、審議において、非常勤職員の勤務のあり方の質問に対し、法改正に伴う適正な任用の確保、処遇改善を目的とするもので、人員の調整弁ということではなく、厳しい財政情勢の中、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行う為、職員が担うべき分野、業務、必要性を見極めつつ、業務の量や内容、責任の程度等も踏まえて非常勤職員の適正な任用に努めているとのことでした。正規職員の定数増につながるかという点については、今回の制度は非常勤職員を正規職員に任用そのものを変更するものではなく、先程述べた通り、適正な任用の確保と処遇改善を目的とするもので、職員定数については、太子町の職員の定員適正化計画に基づいて行っているとのこと。正規職員の採用については、競争試験による採用が原則であり、一定期間就労したからといって、正規職員化となるものではありません。又、労働組合への加入については、既に本町の職員組合でも非常勤職員の方を対象とした説明会を実施され、組合に加入された方もおられるとのことでした。

その他、育児休業等に関する質問もありました。

討論においては、意見を付けての賛成の討論があり、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第 2 4 号、太子町印鑑条例中改正の件については、審議において、夫婦別姓についての質問に対し、国会でも議論されている最中であり、現実的な見通しについても聞き及んでいないが、夫婦別姓の前段階という前向きな方向であるのではないかと考えているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第 2 5 号、太子町税条例等中改正の件については、審議において、未婚のひとり親世帯に個人町民税非課税措置を適用した場合の影響を問う質問に対し、児童扶養手当の支給者数が 1 1 0 名程で、その中では低所得者層の全額支給者は 6 0 名程度であり、そのうち何名かについては非課税措置が適用されると見込まれる。又、未婚のひとり親に対し、寡婦控除の適用がなされないかとの質問に対し、令和 2 年の税制改正において結論を得るとされているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第 2 8 号、太子町消防団条例中改正の件については、審議において、欠格条項に

関する質問がありました。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 只今、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

村井議員。

〔福祉文教常任委員長 村井浩二君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（村井浩二君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

認定第2号、平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、広域化についての質問に対し、高額療養費の制度自体に広域化に伴う変更はないが、平成30年度から府内で1つの国民健康保険となったことから、府内異動の場合も高額療養費の自己負担額について引き継ぎが出来ることとなったことで、内容としては充実したとのことでした。

制度変更に伴う住民への影響については、広域化により、事務の詳細部分についても府内での統一に向けて、広域化調整会議やワーキング等でも協議されているが、現在のところ、住民への大きな影響は生じていないとのことでした。

尚、今後、住民に影響が出るような事象が発生した場合には、住民の皆様に周知を図っていくことで、影響がないように対処していきたいとのことでした。

又、仮算定については、平成31年度から廃止したが、1月からホームページや被保険者の方に対して、ダイレクトメールを送付する等の事前周知を行ったこともあり、想定していたよりは問合せは少なかった一方で、6月に平成31年度の保険料を通知した際には、納期数の関係で1期当たりの納付額が増えていることから、保険料に関する問合せが寄せられたが、内容を説明することによって概ねご理解頂いているとのことでした。

広域化により本町の医療費の減少が、本町の保険料に反映されない現状については、

国の保険者努力支援制度や府に対して交付されている保険者努力支援制度による交付金を活用した府独自のインセンティブを保険給付費等交付金に反映させる等、府全体として医療費の適正化が進むような施策を行っていくとのことでした。

又、府内の保険料率の統一についての質問では、平成30年度の保険料と平成31年度の統一保険料率による保険料を比較すると16%程度の乖離があり、統一保険料率に公費による激変緩和を反映させた標準保険料率では約6%の乖離があった。

このようなことから、平成31年度当初予算では、基金繰入金を1千万円計上し、約3%まで保険料の上昇を抑制したとのことでした。

その他、資格証明やとくとく健診等についての質問がありました。

討論においては、意見を付けて賛成の討論があり、審議の結果、全員異議なく原案通り認定することに決しました。

認定第6号、平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、保険給付費及び地域支援事業の状況についての質問に対し、サービス給付費と地域密着型サービス給付費の計画値に対する実績は、若干下回っているが、ほぼ計画通りとのことでした。

認定者数の増加については、在宅医療と介護の連携の取り組みとして、介護事業所と医療機関の情報共有マップを作成し、更なる連携を図っていること等が、認定者数増加の要因であるとのことでした。

生活支援等の担い手の確保については、S A S A E 愛太子協議会の取り組みを中心として進めており、この取り組みは、介護保険を持続可能にしていく為の国の制度設計に基づくものであり、今後、高齢者が増加する本町としては、この住民主体の取り組みを引き続き先行的に実施していきたいとのことでした。

その他、施設の入所状況や認知症施策等についての質問がありました。

討論においては、反対及び賛成のそれぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案通り認定することに決しました。

認定第7号、平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、保険料についての質問に対し、大阪府における1人当たりの保険料は、平成30年度で8万692円、東京都、神奈川県、愛知県、兵庫県に次いで、現状では5番目となっている。

窓口での自己負担額についての質問では、一般の方については1割負担、現役並み所

得の方については3割負担となっている。

又、後期高齢者医療保険の窓口負担を1割から2割とする見直しが国において検討されていることについては、国民健康保険の70歳以上の被保険者の方の自己負担額の割合が、平成31年度から2割負担に見直す動きがあったが、現状においては、従来通りの1割負担が維持されているとのことでした。

討論においては反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数により原案通り認定することに決しました。

議案第26号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件については、審議において、幼稚園無償化についての質問に対し、私立の幼稚園については、もともと、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1、公立については、10分の10が市町村の財源で賄われているが、今回の無償化に伴って、令和元年の10月から令和2年の3月まで、都道府県と市町村は特別臨時交付金で措置され、公立の幼稚園についても消費税財源にて措置される。

来年度については、もともとの補助率に戻るが、消費税財源と交付税措置によってその財源が賄われるという内容となっており、町の持ち出しについては、私立において、保護者より負担して頂いていた3歳から5歳の保育料がなくなりますが、国の基準よりも更に落とした額で保育料を設定していたことで、今まで国の基準を超えて第3子目の全額と第2子目の半額の財源分が確保されることにより、副食費の助成分も含めた財源となるので、それほど大きな負担にならないと考えているとのことでした。

又、0歳から2歳までの保護者に対しては、チラシを配付しているということでした。審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第27号、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件については、審議において、給付対象、子ども達の安全性についての質問に対し、認可外保育園については、太子町には1件もなく、給付対象について、認可外保育園は都道府県が認可しており、届け出を行った上で、国が定める基準を満たしているかどうか審査され、基準を満たしていない場合であっても、5年間という猶予期間があるとのことでした。

又、子どもの安全性については、保育士を必要としない施設の場合、一定の研修を受講した者と位置付けられているので、質については、一定の資質を確保されていると考えています。

審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第30号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第31号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第32号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 只今、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

羽山議員。

〔予算常任委員長 羽山茂男君 登壇〕

○予算常任委員長（羽山茂男君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

議案第29号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）については、審議において、観光まちづくり拠点整備計画の候補地の質問に対し、竹内街道の日本遺産認定、聖徳太子没後1400年に伴い、本町にも多くの来訪される方が見込まれるということや、観光案内事務所が手狭になってきたということもあり、新たな場所を探していた。その中で、役場近接の空家、空地で選定を行い、最適な場所という認識のもとで議会に提示しているとのことでした。

リフォームを実施するのか建て替えを行うのかという質問に対し、今年空家を対象とした飲食店の補助制度を創設したが、いまだ制度の利用には至っていない現状がある。その中で、空家を利用したモデルケースになればという思いと、これから詳細な設計を踏まえリフォームがいいのか、使えるものを使っていくのがいいのか、それらが無理という回答が出るのかもしれないが、調査を踏まえてあらゆる可能性を探っていきたい。最終的な思いとしては、竹内街道沿道で空家を利用し、観光まちづくり協会が活動出来

るものという思いがある。議会にも相談し、方向性を決めていきたいとのことでした。

観光まちづくり協会そのもののあり方についての質問に対し、他所の観光協会は殆どの市町村が職員で構成されており、協会が庁舎内にあることが多い中、太子町においては、住民の熱い気持ちもあって創設されたもので、職員ではなく民間の人が入り、聖燈会や灯路祭り等、まちおこしや観光につながるイベント等に事務局として取り組まれており、観光まで十分に力が及んでいないことが大きな課題となっている。今回、その問題を払拭するいい機会ということで、生涯学習施設の建設決定に伴い、協会と協議し、この機会に竹内街道沿道で、皆様に見てもらえる協会づくりを行いたいとのことでした。

又、保健所対応の調理室の必要性や商品開発についての質問に対し、調理室の利用のあり方、目的、販売とは何かをしっかりと整理したいと考えているとのことでした。

その他、作業工程についての質問等がありました。

地域公共交通事業に関して、バスの割引チケットの助成内容を問う質問に対し、70歳以上の方を対象に100円の補助チケットを発行するもので、登録制としていることから、あらかじめ申請を頂いた方が対象となるとのことでした。

又、金剛自動車の乗り継ぎが必要となる場合、乗り換えに伴う初乗り運賃相当額をチケットで助成を行うとのことでした。

その他、キャッシュレス化としてのICカードの利用やバス停の設置に関する手続等の質疑もありました。

プレミアム付商品券に関して、商品券の取り扱いを問う質問に対し、非課税対象者は個別申請が必要となることから、8月28日に対象となる見込みの方に申請書を送付。子育て世帯については、9月30日が基準日となり307人を想定している。

商品券の販売時期は、来月10月1日から年明けの2月末日までの予定としており、券種としては500円券が10枚で5千円のセットが5冊、販売価格としては2万円となっている。

今回の対象者は、申請に基づく非課税者と子育て世帯となっている為、あらかじめ対象世帯に引換券を送付し、それをもって販売とする為、商品券の売り切れ等は発生しないとのことでした。

販売場所については、10月当初は役場1階ホールで実施するが、販売状況を見ながら福祉課の窓口に移動したいとのことでした。

エレベーターに関しては、老朽化の状況を問う質問に対し、庁舎建設時から使用して

おり、法定の定期点検を実施し、メンテナンスを行っている。この間エレベーターの保安基準が見直されたことから、生涯学習施設建設とあわせて改修を行いたいとのことでした。

その他、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う副食費補助金等の質問がありました。

討論においては、反対、賛成及び意見をつけての賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 只今、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 今、委員長報告にもありましたが、反対もありましたし、意見を付けての賛成もありましたし、賛成された方も質疑の中では色々と苦言も呈しておられたと思うんです。

その中で、辻本議員が、これは一番本当だと思うんです。見に行きましょうと提案があったではないですか。今、委員長報告では、色々業者さんに見てもらって無理という結果が出るかもしれないと。そこに至るまでに鑑定評価の補償調査156万5千円、これ、建物の評価も含まれているといいますし、実施設計778万3千円、これ、リフォームした場合とかリフォーム出来なかった場合とか、調理室も色々問題あることで、調理室、本当に作れるのか作れないのか、そんなことも含めて業者に任せて見てもらうというような話だったと思うんです。

ですから、過去を振り返ってみると、山本家住宅を買った時に、いや、茅葺きは替えたばかりですし、建物もしっかりしていますということで、あれは見もせずに議会の中では賛成やったと思うんですが、買ってからシロアリに食われていて、なかなか大変だったなというようなこともありましたし、本当に見せてください。見たら、そういう専門的な仕事をされている方もいらっしゃいますし、これだけのお金を使わなくても出来るのではないかなと思うので、勝手に見ることは出来ないということだったんですが、勝手ではなく、許可をもらって見せてもらうことは出来ないのか、答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 予算常任委員長。

○予算常任委員長（羽山茂男君） 只今の質疑について、理事者側からお答え願いたいと思います。

○議長（中村直幸君） 松村副町長。

○副町長（松村勝之君） 只今の質問についてお答えをします。

委員会等で色々ご議論頂きまして、どうもありがとうございます。今回、我々が提案しております竹内街道沿いの古民家と申しますか、民間の古い家をリフォームしてという議案に対しまして、我々理事者共に関係者は、その持ち主と共に中を見させて頂いておりますので、これも当たり前のごとくそういうご意見があれば、持ち主とも話をしながら見て頂くようなことを考えていきたいと思っておりますので、しっかり見て頂いて、また議論して頂ければありがたいなと思っております。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、森田議員他1名から、議案第29号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）に対する付帯決議案が提出されておりますので、これについて説明を求めます。

森田議員。

○2番（森田忠彦君） 議案第29号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）に対する付帯決議について申し上げます。

平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）に示された観光推進事業費（1千40万3千円、太子町観光まちづくり協会の移転）については、議会と全く協議されず補正予算に上がってきた。建築の工法についても、リフォームするか、新たに建て替えるのかの検討も議会に相談せず、両方の実施設計を業者任せにしている為、高額な委託料となっている。

現在の候補地を購入することは、今全国で課題となっている空家対策や道路を広げることでの安全対策、生涯学習施設建設工事でも利用出来る等、賛成であります。

しかし、この建物について、現在の空家を視察した上で、リフォームが可能かどうか判断すべきであると考えます。

その上で、工事の広報、又、建築物の見取り図、間取り等、より一層議会との協議を深めることを強く求め、議案第29号に対する付帯決議を提案致します。

よろしくお願ひ致します。

○議長（中村直幸君） 只今、森田議員から説明がありました。

これについて質疑に入ります。質疑ございませんか。

建石議員。

○10番（建石良明君） 只今の付帯決議に関してお伺ひ致します。

まず、ここに文言にあります、議会と全く協議されず補正予算にあがってきた。理事者側は議会と相談せずに予算を提出するということはありだと思ひます。

それと、リフォーム云々のところで、両方の実施設計を業者任せにしている。誰にお願いするんですか。まず、公的機関であれば、専門家にこの実施設計を任せて、内容を知ることが、まず第一条件になるのではないかと思ひます。この土地を、当然付帯決議ですから、賛成をもとに付帯決議をつけるのでありますから当然です。

それと、リフォームが可能か判断すべきであるとありますが、先程委員長報告でもありましたように、理事者側の答弁は、リフォームを含めていろんな面から検討して、それをも踏まえて今後の状況判断をするというふうにあつたと思ひます。僕が聞き間違えておらなければ。

そして、この工事の工法、また建築物の見取り図云々とありますけれども、これは当然ながら実施設計が上がった状態で、議会と協議をするのは普通だと思ひます。何もこの内容を付帯決議としてわざわざ上げることはないと思ひます。

阪口議員に答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（中村直幸君） 森田議員。

○2番（森田忠彦君） 阪口議員ということですが、私が答弁させていただきます。

まず、一番初めは何でしたかな。委員会の答弁では議員と。ちょっと順番に、一番初めから言ってください、質問。

だから、議会に相談なしで予算を決めるのが当たり前だということでしたわね、初め。だけれども、こういう金がかかるんだから別に相談をしても、いろんなひょっとしたらもめごとがあると思ったら、相談するのも1つの手と思ひます。

それで、2つ目は何でしたかな。だから、それと、リフォームするか、新しく建て替えるかというのも相談をして決める。決めるって理事者側は言っているけれども、その決めるに対して実施設計がリフォームするものと、それで新しく建て替える分と、2つ一斉に実施設計をやっている。だから、800万円近くの予算、実施設計に要るのが、

普通、建て替えるだけであつたら2、300万円で済むのと違うかということです。

それで、リフォームするのであつたら、結局、不動産鑑定士を入れてやるでも、不動産鑑定士にこの建物の材料を使う前提で不動産鑑定してくれと言つたら、この建物自体にだつて値段をつけて、上がってくると思います。だから、私、試算では、上下5、600万円からもっと、初めから新しく建てるというのとだつたら金額が違ってくると思うので。

そういうような意味です。すいません。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

建石議員。

○10番（建石良明君） 今の答弁で全然、僕は頭悪いから理解出来ません。委員会においても、この実施設計、リフォームするのか建て替えるのかということの建築の工法云々のことも全てひっくるめた状況の中の実実施設計で七百数万円を上げていると思います。それと、恐らく、これ、これからの、ちょっと外れるかもわかりませんが、委員会の中では土地の購入のところまで踏み込んだ質問があつたと思いますけれども、今回それには計上はされておられません。

そして、再度言いますけれども、理事者側はリフォームするのか新築でやるのか、その状況等あらゆる面から検討して結論を出して、議会と相談しながらやっていくというふうな形での答弁があつたと思います。くどいようですがけれども、工事の工法、建物や建築物の見取り図、間取りよりは、今後、当然実施設計が上がってきた状況の中で、議会と協議するのが通常の理事者側と我々議会の動きだと思います。

以上です。

○議長（中村直幸君） 森田議員。

○2番（森田忠彦君） 今、建石議員のあれは、リフォームするか建て替えるかは、後で議会で決めるということだけれども、それまでに実施設計は800万円というのは、リフォームする場合と建て替える場合と両方をやっている。だから、とりあえず現場を議員で見て、もうこれはリフォームは無理と違うかなと思つたら、初めから建て替えてやつたら、その予算がそんな700万円、800万円もかからずに済むのと違いますかということです。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 私はこの付帯決議に賛成する立場なのですが、先程の補正予算のところで、これ、見せてくれ、見てから考えてほしいということで、副町長の方からは、もう私達は見ましたと、見て頂いてと言われたんです。ですので、先に見せてもらうということが確約をとれば、その時点で議員達で、本当にこれ、使えるのかということをごそこで言えるのであれば、この付帯決議でそこまでとんがらなくてもいいとお考えでしょうか。

○2番（森田忠彦君） 結局、先に現場を見せてもらって、私達議員の判断で、リフォーム、いけるのではないかという場合であったら、この付帯決議を取り下げるといことですね。取り下げてもいいのと違うかということですか。それはそれで結構です。一旦見せてもらって、これ、もうリフォーム出来る、リフォームしたらいいという場合であったら取り下げます。

〔「暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（中村直幸君） 暫時休憩と致します。

（午前 11時51分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村直幸君） それでは、再開致します。

先程、西田議員の方から森田議員に対して、現場を確認することによって取り下げられるかという質問に対して、森田議員は現場を見て納得すれば取り下げてもいいというご発言がありましたけれども、現在本会議中のございまして、これを確認することは今、物理的に無理なことなので、本人に確認をしましたところ、取り下げることが出来ないというご意見でしたので、継続して、続いて審議に入ります。

それでは、質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第29号に対する付帯決議案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立5名・反対5名]

○議長（中村直幸君） 起立者5名、よって反対5名。

只今、議長を除いた今回の出席者は10名ですので、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本件に対する可否を裁決致します。

本件について、議長は可決と致します。よって、議案第29号の付帯決議案は可決されました。

次に、議案第29号について討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 議案第29号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第3号）について、意見を付けて賛成の立場で討論を行います。

10月に消費税増税を強行することでの批判を少しでもかわそうと、住民税非課税世帯と子育て世帯に販売するプレミアム付商品券を発行します。

政府が子育て世帯を0歳から3歳半の子どもがいる世帯と認定した為、2016年4月2日から2019年9月30日生まれのみが対象となります。2016年4月1日以前に生まれた子どもや2019年10月1日以降に生まれた子どもは対象になりません。消費税増税予定日の当日に生まれた赤ちゃんは、プレミアム付商品券の対象にならず、生まれた瞬間から不公平にさらされることとなります。

又、いつ購入するかもわからない住民を待って、土日も販売する日を検討する等、窓口業務を行わなければならない職員さんにも過度の負担を押しつけることとなります。景気が落ち込んでいる今、消費税の増税は今からでも中止すべきです。

又、子ども・子育て支援法は、10月からの消費税率10%への引き上げと抱き合わせで、幼児教育と保育の無償化を実施すること等を柱にしています。無償化財源が低所得世帯ほど負担の重い逆進性を持つ、消費税の増税頼みであることを始め、保育に対する公的責任が後退する危険等、国民から疑問や懸念が相次いでいます。無償化と言いながら給食費は有料にする等、低所得の子育て世帯ほど負担が増え、無償化の名に値しない施策を推し進めています。

このような国の悪政から子ども達、子育て世代を守り、応援するのが自治体の役目で

す。太子町は4千500円を上限に副食費を無料にします。日本共産党議員団も議会で何度も求めてきたことであり、この点、大いに評価するものです。

生涯学習施設建設に当たり、耐震化がなされていない観光交流センターと公民館を統廃合することになりました。観光協会のあり方も考えるとのことでしたが、突然用地を購入し、空家をリフォームして協会の事務所を新しく建てるとの予算が出されました。決算の討論で議案となって検討する前に、是非庁内の政策会議で議論に議論を尽くして、自信を持って議会にも住民にも職員さんにも提案出来る体制を取って頂くように求めて、意見を付けての賛成の討論を致しましたが、議論が尽くされての提案なのでしょうか。

質疑では、現在何年間も人が住んでない空家が果たしてリフォームに耐えられるのかと率直な意見が出されました。業者に診断してもらって設計してもらうまでもなく、活用は難しいのではないのでしょうか。

実際に目で見れば、リフォームに耐え得るか、道路用に敷地面積を削って、協会の事務所を確保し、アンテナショップの機能も持ち、会議室を備え、保健所対応の調理室が出来るのか、業者に見せるまでもなく、おのずと正しい結果が見えてくると思います。是非現物を見て考えるべきです。住民の貴重な税金を無駄にしないよう、議会も真剣に考える必要があると考えています。

竹内街道沿いで役場近くに協会の建物を建てたいという願いからは、場所については異論ありませんが、議論を含めて頂きたいことと、議会にもっと誠意を持って説明して頂くよう求めまして、意見を付けての賛成の討論と致します。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決を致します。

議案第29号に付帯決議をつけて、可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立10名・反対0名〕

○議長（中村直幸君） 起立多数でございます。よって、議案第29号は付帯決議を付けて可決することに決しました。

それでは、次に、認定第1号について討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 認定第1号、平成30年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、意見を付けて賛成の立場で討論を行います。

安倍政権は、アベノミクスの失敗を認めようともせず、それどころか、更に推し進めると共に、医療、介護等の社会保障予算を削減し、格差と貧困の是正を求める国民の声に背を向け、国民の暮らしに冷たく、富裕層、大企業を優遇する政治を進めています。貧困と格差は更に拡大すると共に、戦争をする国づくりを推進する為に、私達の税金が使われています。

国民に冷たい政府は自治体にも冷たく、中小企業対策費や農林水産予算、地方交付税等も軒並み削減されており、地方創生どころか地域経済の疲弊も加速させる政治を押しつけています。自治体も大変、暮らしも大変な時に、消費税増税は日本の経済も国民の暮らしも破壊するものでしかなく、10月からの消費税10%への増税は、今からでも中止すべきです。

30年度、太子町では、子育て支援、がん検診の充実、地域公共交通網形成計画の策定、災害復旧に迅速に対応する等、一定の努力がなされています。しかし、有料ありきで地域公共交通会議が進められる中で、福祉バスや乗り合いワゴン車等を利用しての予防事業や外出支援等の福祉施策が後退するのではないかと心配が住民さんに広がっています。住民の福祉の増進を図ることが自治体の仕事です。是非多くの住民が喜ぶ地域公共交通になるよう、住民の声をしっかり聞いて進めてください。住民の声を聞く、議会とも十分議論する、このことが問われたのが30年度の当初予算でした。

生涯学習施設整備事業に対し修正動議が出され、今、観光交流センターを建て替えて生涯学習施設が建設されようとしています。生涯学習施設建設調査特別委員会では、丁寧な説明もされ、一つ一つ確かめながら進められています。この精神を是非生涯学習施設建設のことでなく、あらゆる施策でも実施して頂きたいと思います。又、議案となつて提案する前に、是非庁内の政策会議で議論に議論を尽くし、意思統一をして議会にも住民にも職員さんにも提案出来る体制をとって頂くことを求めまして、意見を付けての賛成討論と致します。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようですので、討論を終わります。

お諮り致します。

認定第1号を委員長の報告の通り認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号、平成30年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

次に、認定第2号について討論に入ります。

討論ございませんか。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 認定第2号、平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見を付けて賛成の立場で討論を行います。

平成30年度の国民健康保険特別会計の決算は、歳入で14億3千253万3千円、歳出で14億709万4千円、実質収支額2千543万9千円の黒字決算になっています。平成30年度は、国保の運営主体が市町村から都道府県に移行した最初の年です。都道府県化は、高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしいという住民の願いをかなえる制度改正にはなっていません。特に大阪府では、保険料率と減免制度を府内で一本化し、市町村が保険料軽減の為に独自で実施している補助金をなくす方針を示しており、低所得者が軒並み大幅な値上げとなります。

運営方針では、国保の現状について、被雇用者保険と比べて年齢構成が高く、加入者の所得水準は相対的に低い、国民皆保険の制度を維持することは重要と述べる一方で、国保財政を安定的に運営していく為に、国保料率を府内一本化するとしています。現在、多くの市町村は保険料を抑える等の為に、国保会計へ法定外繰り入れを行っていますが、運営方針では、これを解消するとしています。更に、法定外繰り入れ解消に従わない市町村へのペナルティーを示しています。しかし、これには法的根拠は全くありません。改正された国保法でも、市町村による賦課権限はこれまでと変わらないとされています。

太子町は、そのまま保険料率を府の試算通りに設定していれば、大幅な保険料の値上げは避けられない状況にありましたが、据え置く努力をされたことは評価出来ます。しかし、府は保険料率の統一を諦めた訳ではありません。府に6年間の期間を撤回するよう求めてください。高過ぎる保険料を引き下げ、国保の恒常的な問題を解決する為には、公費を投入するしかありません。

全国知事会、全国町村会等も国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には公費を1兆円投入して、協会けんぽ並み負担率にすることを政府・与党

に求めました。太子町として決算で基金を1千950万円増額されましたので、更に努力し、据え置きにとどまらず、基金を活用し、一般会計からも繰り入れて保険料の引き下げを要望致しまして、意見を付けての賛成討論と致します。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

認定第2号を委員長の報告の通り認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、認定第2号、平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩と致します。

（午後 1時19分 休憩）

---

（午後 1時21分 再開）

○議長（中村直幸君） それでは、再開致します。

次に、認定第3号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

認定第3号を委員長の報告の通り認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、認定第3号、平成30年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

次に、認定第4号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

認定第4号を委員長の報告の通り認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、認定第4号、平成30年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

次に、認定第5号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

認定第5号を委員長の報告の通り認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、認定第5号、平成30年度太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

次に、認定第6号について討論に入ります。

討論ございませんか。

反対の討論を許します。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 認定第6号、平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出認定について、反対の立場で討論を行います。

平成30年度介護保険特別会計の決算は、歳入で11億8千593万1千円、歳出11億6千847万3千円で、歳入歳出差引額1千745万8千円の黒字決算です。

介護保険制度は、2000年に介護を社会全体で支えることを目的にスタートしました。しかし、当初から財源の負担割合が公費50%、保険料50%とした為、高齢化と共に介護サービスの利用者が増えれば増えるほど保険料が跳ね上がるという矛盾がありました。更に、安倍政権は、この間、要支援者サービスの保険給付外し、特養入所者の要介護3以上への限定、利用料の2割負担、3割負担の導入、施設の食費・居住費の負

担増等、介護保険を一層サービスが利用出来ないものにする改悪を進め、介護事業者の経営や介護現場の人手不足を加速する介護報酬の大幅削減を強行してきました。

太子町は、第7期保険料を据え置く等努力はされていますが、国や府に財政的支援を強く求めると共に、町独自にせめて低所得者への介護保険利用料の減免制度を創設する等、保険あって介護なしという制度から安心して介護を受けられる制度への転換を求め、反対の討論と致します。

○議長（中村直幸君） 続いて、賛成の討論ございませんか。

賛成の討論を許します。

田中議員。

○9番（田中祐二君） 認定第6号、平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本介護保険特別会計は、介護保険法に基づき、被保険者の要介護状態等に応じ、必要な保険給付を行うと共に、被保険者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ地域において、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とした地域支援事業を実施する事業会計であります。

本決算は、本町において新たに開始した介護予防・日常生活支援総合事業の2年目、又、第7期介護保険事業計画の初年度であり、概ね計画通りの決算となっております。事業運営につきましては、適正な保険給付に努めており、その財源となる保険料の徴収及び保険給付実績に基づく国・府支払基金、町のそれぞれの負担割合による歳入についても適切に行われております。

又、地域支援事業につきましても、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合事業における多様なサービスの構築、一般介護予防の充実を始め、包括的支援事業等も積極的に展開されています。とりわけ、地域づくりからの支え合い勉強会を土台とした高齢者交流サロンやS A S A E 愛太子協議体による住民主体の地域づくりは、第5次総合計画の基本目標であります。みんなで歩む協働のまちづくりに寄与するものと考えます。

本町の高齢化が急速に加速する中、将来を見据えたこれらの取り組みは、一定の評価が出来るものであります。

尚、今後においても介護予防と保険事業の一体的な取り組みを進め、高齢者が生涯現役で住みなれたこの太子町で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るような地域づくりを進めて頂くと共に、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われる

よう、尚一層適正な保険給付に努められることを要望致しまして、本決算の認定に賛成致します。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

認定第6号を委員長の報告の通り認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対2名〕

○議長（中村直幸君） 起立多数でございます。よって、認定第6号、平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

次に、認定第7号について討論に入ります。

討論ございませんか。

反対の討論を許します。

阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 認定第7号、平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

平成30年度の後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入で1億8千461万円、歳出で1億7千869万7千円、歳入歳出差引額591万3千円の黒字決算になっています。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける世界でも例を見ない悪法です。2008年の制度導入以来、保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大事態になっています。

制度導入時、自民・公明政権は国民の批判をかわす為、低所得者の保険料を軽減する特例軽減措置を導入しましたが、安倍内閣はその特例軽減の一部を打ち切りました。更に、後期高齢者の窓口負担のあり方原則1割を2割に、外来受診時の定額負担の導入、薬剤費の患者負担の引き上げ等、医療改悪を進めようとしています。

高齢者いじめの後期高齢者医療制度を速やかに撤廃することを強く求めて、反対の討論と致します。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

認定第7号を原案通り認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対2名〕

○議長（中村直幸君） 起立多数でございます。よって、認定第7号、平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

次に、議案第22号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 議案第22号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件について、意見を付けて賛成の立場で討論を行います。

国の地方公務員法及び地方自治法の一部の改正に伴い、地方自治体における特別職非常勤及び臨時的任用の実態が、地方公務員法の規定と乖離しているとして、臨時・非常勤の任用要件を厳格化し、増大した臨時・非常勤職員の受け皿として、新たに有期雇用契約である会計年度任用職員制度を新設し、2020年4月より実施しようとするものです。臨時・非常勤を急増させた国と地方自治体の責任への反省がなく、臨時・非常勤の正規化、正規職員の定員拡大等の根本的な改善策が示されていません。

地方自治体は住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであり、あくまでも公務の運営を任期の定めのない常勤職員を中心にするという大原則のもとに制度設計をすべきですが、会計年度任用職員制度が入り口規制のない有期任用の職となっており、会計年度ごとの任用と雇い止めを地方自治体の判断で進めることを可能としており、合法的な人員の調整弁となる可能性を否定出来ません。臨時・非常勤の職を人員の調整弁として利用することになれば、地方公務員の無期限任用の原則を崩すことになりかねません。又、会計年度任用職員制度は1年限定の雇用制度であり、フルタイム無期雇用を原則という国際的ルールからも逸脱するものです。

このように会計年度任用職員制度には様々な問題がありますが、期末手当を支給可能にする、育児休業がとれる等プラスの面があることと、太子町では新しく会計年度任用職員制度が導入されるに当たって、非正規の職員も組合に参加出来る道を開き、声を上

げる場が確保されたことを評価致します。

非正規ではなく正規職員の定数拡大を要望致しまして、関連される条例も含め、意見を付けて賛成の討論と致します。

○議長（中村直幸君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第22号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第23号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第24号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第24号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号、太子町印鑑条例中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第25号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号、太子町税条例等  
中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第26号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第26号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号、太子町立幼稚園  
設置条例中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第27号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第27号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号、太子町特定教  
育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件は、  
原案通り可決されました。

次に、議案第28号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第28号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号、太子町消防団条例中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第30号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第30号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案通り可決されました。

次に、議案第31号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第31号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案通り可決されました。

次に、議案第32号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第32号を委員長の報告の通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案通り可決されました。

---

○議長（中村直幸君） 日程第19、報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題と致します。

本件について、報告の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件についての報告及び内容のご説明を申し上げます。

議案書の報告第5号をご覧頂きたいと思います。

事故発生日時でございますが、平成31年4月4日午後5時15分頃。事故発生場所、大阪府南河内郡太子町大字太子地内。相手方、大阪府南河内郡太子町大字太子在住女性。事件の概要、町道太子磯長田線歩行中、不安定な状態にあった道路側溝の鉄板蓋に乗った際、蓋が外れバランスを崩し転倒、右足腓骨を骨折されたものでございます。

損害賠償の額と致しまして、相手方に4万6千250円を支払うことで和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年8月27日付で専決処分を致しましたので、同条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

○議長（中村直幸君） 只今、報告の説明がありました。

報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略致します。よって、報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は、報告済みと致します。

---

○議長（中村直幸君） 日程第20、議案第34号、聖和台汚水排水処理施設に関する基金条例廃止の件、日程第21、議案第35号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第4号）、日程第22、議案第36号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、関連する議案の為、一括議題と致します。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 議案第34号、聖和台污水排水処理施設に係る基金条例廃止の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本議案は、この後の議案第35号、第36号に関連しますが、この度の聖和台污水排水処理施設の解体撤去工事を行うに当たり、本基金の財源を全額充当することと、基金の目的を終えることになるので、聖和台污水排水処理に関する基金条例を廃止するにつき、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、議案書の方をお願い致します。

1枚めくって頂きまして、附則でございます。

この廃止する条例は、令和2年3月31日から施行するものでございます。

続きまして、議案第35号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第4号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ3千205万2千円を追加し、総額を55億5千661万円とするものであります。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、次の議案第36号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）にて予算計上しております、聖和台地区の污水排水処理施設の解体撤去に要する費用の充当財源を繰り出す経費等について、予算計上を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源と致しまして、聖和台污水排水処理施設に関する基金等で予算措置をし、尚、不足する財源を財政調整基金の繰り入れにて調整を行っております。

それでは、補正予算書の8頁、9頁をお願い致します。

まず、歳出の方でございますけれども、2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、補正額4千円は、聖和台污水排水処理施設の解体撤去工事の財源として、全額を充当する聖和台污水排水処理施設に関する基金の定期預金が、4月1日付で1年間として設定しておりましたが、3月議会終了後に一旦解約し、3月31日付で満期となるよう定期預金を変更することにより、預金利息として計上しているところでございます。

7款土木費、3項都市計画費、3目下水道費、補正額3千204万8千円は、聖和台污水排水処理施設の解体撤去工事の財源として、下水道事業特別会計へ繰り出す経費でございます。

尚、財源と致しまして、繰入金1千424万3千円と一般財源1千780万5千円に

て措置をしております。

次に、歳入の関係でございますけれども、1頁戻って頂きまして、6、7頁をお願い致します。

16款財産収入、2項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額4千円は、基金を先程言いましたように、3月31日付で満期となるよう定期預金へ変更することによる預金利子でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1千780万5千円、6目聖和台汚水排水処理施設基金繰入金、補正額1千424万3千円は、聖和台汚水排水処理施設の解体撤去に要する費用の充当財源でございます。

続きまして、議案第36号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ3千204万8千円を追加し、総額を4億4千584万5千円とするものでございます。

補正予算の内容でございますけれども、補正予算書の8頁、9頁をお願い致します。

まず、歳出の方でございますけれども、1款下水道費、2項下水道建設費、1目公共下水道建設費、補正額3千204万8千円は、聖和台汚水排水処理施設の解体撤去工事に必要な費用を計上しております。

尚、財源と致しまして、繰入金3千204万8千円にて措置をしております。

次に、歳入の方でございますが、1頁戻って頂きまして、6、7頁をお願い致します。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、補正額3千204万8千円は、聖和台汚水排水処理施設の解体撤去工事に要する費用の充当財源でございます。

以上の通り、議案第34号から議案第36号のそれぞれの議案につきまして、何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮り致します。

議案第34号、第35号及び第36号は、議会規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号、議案第35号及び議案第36号は、委員会付託を省略致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第34号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号、聖和台汚水排水処理施設に関する基金条例廃止の件は、原案通り可決されました。

お諮り致します。

議案第35号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第4号）は、原案通り可決されました。

お諮り致します。

議案第36号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号、平成31年度太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案通り可決されました。

---

○議長（中村直幸君） 日程第23、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題と致します。

お手元に配付しております通り、議会運営委員長、広報特別委員長及び生涯学習施設建設調査特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮り致します。

各委員長の申し出の通り、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る3日に開会して以来、本日までの24日間、提出された議案につきまして慎重にご審議を頂き、厚くお礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からのご指摘並びに意見を尊重して頂きたく、又、平成31年度補正予算に対する付帯決議に対しては、重く受けとめ、政策会議で十分に練り上げた上で、より一層議会と協議を深めること、常に緊張感を持って職務に当たられますことを強く要望致します。

それでは、これをもちまして、令和元年第3回太子町議会定例会を閉会致します。

（午後 1時57分 閉会）

○議長（中村直幸君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（浅野克己君） 令和元年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出致しました全ての案件につきまして原案通り認定・議決並びに同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会中に議員の皆様から頂きましたご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めて参りたいと考えておりますので、今後ともご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

尚、観光まちづくり拠点整備に対する付帯決議がなされましたことにつきましては、真摯に受けとめ、当該事業を推進して参りたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても重ねてご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、来月10月19日には、第11回となります竹内街道灯路祭りが開催されます。地域住民の手づくりのイベントとして始まった灯路祭りですが、回を重ねるごとに年々竹内街道周辺を訪れる方々も多くなり、今や春に開催されます聖燈会と共に、地域のにぎわい創出と活性化には欠かすことの出来ない活気に満ちあふれた本町の代表的なイベントとなっております。そして、灯路祭りの1つの見どころでもある竹内街道の古い町並みをゆっくりと歩みを進め、悠久の時の流れを感じる時代行列にも更に多くの方々が

来訪されることを期待しております。

議員の皆様におかれましては、是非ご参加を頂き、多くの来訪者の方々と共に太子町の素晴らしい秋のひとつを楽しく過ごして頂き、盛り上げてくださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

又、来年4月15日の東京2020オリンピック聖火リレーと共に、実行委員会における2021年の聖徳太子没後1400年に向けた取り組み等、住民の皆様を始め、地域の多様な主体と連携・協働を図りながら、本町の観光振興、シティプロモーションをより一層推進して参りたいと考えておりますので、議員皆様におかれましても、ご支援・ご協力のほどをよろしくお願い致します。

最後に、暦の上では秋分も過ぎ、虫の音にも秋の深まりを感じる季節となりましたが、体調管理に気を使う時期でもあります。議員皆様におかれましては、お体には十分留意され、今後、ますます多忙を極める時期になりますが、町政発展の為に更にご尽力賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村直幸君） 本日はご苦勞様でした。これにて散会と致します。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長                      中 村 直 幸

太子町議会議員                      田 中 祐 二

太子町議会議員                      建 石 良 明